

総務警察委員会記録

開催日時 平成23年2月17日(木) 13:06～17:56

開催場所 第1委員会室

出席委員 9名

小林 茂樹 委員長
大国 正博 副委員長
中野 雅史 委員
山村 幸穂 委員
荻田 義雄 委員
藤本 昭広 委員
田尻 匠 委員
中村 昭 委員
新谷 紘一 委員

欠席委員 なし

出席理事者 川端 危機管理監
稲山 総務部長
影山 地域振興部長
廣野 文化観光局長兼平城遷都1300年記念事業推進局長
和田 警察本部長
井岡 生活安全部長
岡嶋 刑事部長
山口 交通部長
隅田 警備部長
幡谷 警務部長 ほか、関係職員

傍聴者 3名

議 事

- (1) 2月定例県議会提出予定議案等について
- (2) 請願の審査について
- (3) その他

<質疑応答>

○小林委員長 それでは、理事者からの説明及び報告、またはその他の事項も含めて質疑がありましたらご発言願います。

○新谷委員 まず今定例会については、予算審査特別委員会が設置されますので、細部については申し上げませんが、一つは南部振興計画について、今回新たにいろんな対応をされました。1ページの中に南部地域と同様の課題を抱える地域が出ていますが、タイトルは振興対象地域となっておりますので、その点同じような扱いで、この区域に入っていないところも含めて、均衡ある県土の発展というのは奈良県の一番基本的なあり方であり、この計画は大変いいことを提案されて、やっていただくので感謝いたしますが、今申し上げた2番目に入っているような地域、あるいはそれ以外でも大きな市町村の中には同問題を抱えているところがあります。中村委員のところもそうだろうし、奈良市の東部山間地域もそうであろうと、このように思いますので、そういうところを踏まえてどうぞきちっとした対応を、区域に限らない地域もご配慮いただきたいと思いますので、まずその考え方を一つ言っておきます。

それからもう1点、大滝ダムについてですけれど、当初の計画できちっと対応しておれば供用開始がこれだけおくれることはなかった。大変ご苦勞をかけた白屋地域なり迫地域なり、これによって対応した総額はいくら要ったのか。それとここで奈良県が負担をすべきでないと言ったのです。これは国がやっている事業ではあるのですが、当初の計画どおりにやっていたらこういうことがなかったし、調査がきちりとできていれば災害が起こらないような対応ができたであろうということは想定できるのですが、そういうことを考え合わせまして、いよいよ平成23年度に完成をして、早く供用開始をするのだということをお願いされましたので、今、説明がありましたので、私はできるだけ早くやるべきであると同時に、これが完璧にできているのかという、実はそういう心配も本当はしているのです。だからもう一度この点についてお考えをお聞きしておきます。

それから大変大事なことですが、最近、広域連合、広域連携の問題、これについて企画部がなくなってしまって、知事が判断することについて、そういうことは政治的な考え方に対応しなければならないことも事実ですが、県として理事者の、きょう出席いただいている関係の皆さん方がどのような提言をしたり、企画立案という、この具体的なところではそれで企画部というのがあったり結構されているのですが、奈良県のあり方についての対応をどこでしっかりとやっておられるのか。先ほどから見ているのですがそういうところが、地域振興部長の影山さんが頑張っていたいただいているのですが、どこで全体を掌握し

て、例えばそういう連携、連合の問題もさることながら、総まとめをして奈良県の県政の発展を図っていかなければならないということでもありますので、おかしな質問かも知れませんが、そういうようなことの考え方とその対応について。

加えて知事が、例えば、もう言ったら100%知事の言うとおりでというのは、これは方針等はいいのですけれど、それに従って行政サービスというのはやっていかなければなりませんので、以前にも申し上げましたように、県営プール、そこを砕いて、そして平城遷都1300年祭の後半にホテルを建てるのだという提案をされた。2年間しかない。考え方には賛成だったのですが、タイミング的に、時間的にこれでいけるのかと言ったらいけません。秋には完成をする。だから去年の10月ごろには県営プールの跡地でホテルが建ってなければならなかったわけです。ところが、その事業者もなかったし、いわんや今、いまだにまだ発掘調査をやっているという状況ですから、これには、考え方はいいし、やるべきだと思っておりますし、警察署を移転して、そこにまたそれなりの地域の発展のにぎわいを出していくのだという考え方は賛成ですが、しかし期間を決められて間に合うという提案をされて賛成をさせてもらった者の一人として、きちっとした企画立案を、時間的な効果も含めて、例えばだれがやっているのか、県立医科大学の教育部門等についても、生駒市の学研高山地区に移転をすると発案をされて提案をし、発表される。決して悪いことではないと思うのですが、病院をきちっと整備するという考え方には賛成ですが、余りにもそういうところがあちらこちらで見受けられる。だからそこに企画立案をする、これは副知事もおられるのですが、本会議で言うべきだろうと思うのですが、そういうことを考え合わせましたら、いかに知事であろうと副知事であろうとタイミング的な、あるいは期間的なもの、それをどのような考え方でやられるのか。その点、心配を実はいたしますので、そういうことについてどこでやっておられて総合的にまとめてやっているのか。発案はいいし、いいアイデアを出されることも賛成なのですが、しかし、それがアウトになっていることがかなり多い。そういうことでもありますので、ぜひともその点、お考えなりその組織等についてお聞かせをいただきたいと、このように思っております。

連携、連合のあり方、ちょっと心配をして知事にも一部申し上げていたのですが、橋下大阪府知事の言われている、関西を活性化させていこう、東京に匹敵するような地域につくり上げるのだという考え方は賛成です。ただ、この連合と連携のあり方の中で、懸念を持ちますのは、具体的なことを申し上げませんが、例えば政令指定都市も一緒になる。小さな県であっても47都道府県の中の奈良県としてのやはり位置づけをし、誇りをもって

県政運営をやっていかなければならないということを考え合わせましたら、政令指定都市はほとんど権限は大阪府の中で、まあ全国そうですが、11市かいくつもある政令指定都市というのは、都道府県と同じような権限を持ち、あるいは場合によっては地域住民、県民のためには政令指定都市の方が地道な行政サービス活動を具体的にやっておられるということと考えたら、権限も含めて。そこに参画されることは当然のことなのですが、そこに入る入らないという議論を大阪の中の例えば大阪市が、これ一人前の一つの団体として上げてくるというのは大阪府で認められたことであれば奈良県としていいのですが、奈良県は政令指定都市がありませんので奈良県が全体でそういうことになるのですが、格付の問題。だから、私の言ってるのは間違いかも知れませんが、大阪府でやられようと思って、その中の半分の人口を持っている大阪市が反対だなんてやってくると、これは同じ一つの地方公共団体として今の関西広域連合の位置づけをされる中で入っているということの議論、堺市もそうだと思います。これをどうやられてきたのか。

あるいは、鳥取県並びに徳島県が入っている。隣の三重県は関西ではない。では三重県はどうなっていくのか。こんなエリアの問題も含めて、やはり私は当初から積極的に議論には参加したい。議論に参加をして奈良県のぜひとも独立性を持って、平城遷都1300年祭でにぎわったように世界に通ずるような、奈良政府と言っていいぐらいの世界の中の奈良というのは認められているようなにぎわいを持ったというのは実証されているわけですから。そんなことをも考えると、奈良県としてのエリア、そういう議論を最初からどこまで知事が入り、それから副知事が入り、あるいは場合によれば総務部長や担当の皆さん方がその会議に行って議論をする中で、奈良県の問題というのはここへ入って一歩も引けないものはいくつあるのかと。それが文化遺産等であるのであればその項目についての中で、奈良県が入ってこれはマイナスになるのではないかと、だから奈良県は入りませんよと、そういう議論を十分してきたらどうかという提案を実は、個人的ではあるのですが私はさせてもらっていたのです。これがのめないのだったら奈良県は入りませんよと。しかし、議論をやってその当時はのめないということであったり、むしろ奈良県としてはマイナスであるのだったら入りませんと。こういうことで、そういう議論をしてこられたのかどうなのか。

加えて後入りということになった場合、この項目、5項目あった10項目うちが提案したこと、この点までは関西広域連合でいけるのではないかと。だから奈良県に入ってくれませんかと言ったら偉そうに言って、当初だめだと言ったから奈良県は入らなかった。しか

し、今の議論でそうなってきた場合、奈良県が抜けたら大変だったら奈良県もこの条件を目指すのだったら偉そうに言って入ってあげるやないかと、入ろうやないかと。いわゆる後から入ったものがよそものにされないような、あるいはマイナスにならないような議論をやってほしいということを申し上げていたのですが、それはどういう議論をやって今日に至ったのか、わかっていれば、ここで言うべきことではないと思うのですが、エリアの問題と、やはり47都道府県の奈良県という組織、これは大事にしなければなりませんので、それはどんな考えを持っておられるのか、ちょっと気になっておりますのでお聞きをしておきたいと、思っているところでございます。

それからさっき出てました、奈良県の海外へのアプローチ、いろんな項目ありました。大変素晴らしいことだと思っておりますので、日本の政府、別の奈良政府と言われるぐらいの感覚でやってもらっても通用します。東アジアの連携、あるいは国際社会の中での奈良県という位置づけは、世界が認めた平城遷都1300年祭であったと思っておりますので、積極的に取り組んでおられる知事の姿勢に敬意を表するとともに、力強く奈良県政発展のために、あるいは我が国発展のために通ずるであろう、こういうことでありますので、その点についても、今、実務的に頑張っておられる皆さん方に一つお聞きをしておきたい。

以上、とりあえず大きなことばかりでございましたが、委員長、よろしく申し上げます。
○影山地域振興部長 南部振興計画の対象地域の件でお尋ねをいただきました。

市町村単位として地域に書かせていただきましたのが、南部地域での五條市、吉野郡の町村、それから2番に同様の課題を抱える6つの市町村を対象にということで掲載をしております。計画も特に過疎化が、人口減少が進んでおります南部地域を対象にしました、名称も南部振興としておりますが、それはいかに人口減少を食いとめるか、過疎化を食いとめるかという思いをここに、象徴的に計画の名称とさせていただいたところでございます。ですから、市町村によりましても人口は総体としてふえているけれども、人口が減少している地域があるというのも各地域でございます。この取り組みがそういう地域にも実施をできるような取り組みをあわせて考えてはいきたいと思っております。

もう一つ、対象地域外事業ということで書かせていただいているのですが、あえて市町村の名称は申し上げませんでしたのですが、これは南部、東部、それから中和の一部に近接しています橿原市、桜井市にその役割を負うところは大きいと思っております、それだけではございませんけれども、桜井市、橿原市に期待をするところで展開する事業は計画をしていくことになると考えてございます。

それから、大滝ダムの件でございますけれども、委員ご心配のように現地を見れば大がかりな工事をしておりますので、私も何度も行かせていただいておりますし、国土交通省の事務所も、建設を指導しております事務所の所長ともいろいろ情報も聞いておりますし、川上村とも情報交換は常にしております。資源調整課長も頻繁に行っております、やはり現場を見ながら確実に平成23年中の完成ができ、試験湛水が予定どおり起こるということを見つめていっているつもりでございます。これからも経過観察はしていきたいと考えております。今のところ総合的にいろいろなお話を聞いたり現場を見たところでは、予定どおり進んでいると考えておるところでございます。以上でございます。

○新谷委員 関連の部分言ってください。

○松丸資源調整課長 基本計画の変更がございまして、第4回時に3,210億円の工事でございます。それで第5回の基本計画で白屋地区の地すべり工事費を積み上げまして3,480億円に、270億円の積上計画。それから平成20年の第6回の基本計画で大滝地区と迫地区の工事を上積みしまして3,640億円。これ160億円増となりました。それで、今は基本計画額が3,640億円、トータル額でございます。今決算が出ているのが平成20年度でございまして、治水負担が225億円県負担しております。それと利水負担が355億円、平成20年度末決算でトータルで580億円負担をしております。これはアロケーションで、負担割合でいまして治水負担が6.96%、利水が10.15%、こういう負担割合になっておりまして、基本計画の負担割合でこれまで負担をしてきたところでございます。あと、3,640億円まで工事費が、最後まで全部必要となりますと、あと治水で12億円、それから利水で15億円負担と、残りがそういうことになっております。

今、地域振興部長も申しましたように、国も川上村も県も本当に一丸となって今、この工期までに何とか仕上げていくということで一致協力して進めているところでございます。一日も早く工事がおくれることなく、また、安全に万全を期して進めていきたいと思っております。精いっぱい頑張っていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○稲山総務部長 関西広域連合への不参加をはじめ、県営プールのところでの県のホテルの誘致等についてうまくいってない……。

○新谷委員 それは例えばの話で、県営プール。

○稲山総務部長 はい。それはわかっています。

おっしゃるように関西広域連合の不参加、それから県の重要な施策についてどこでどう

いう形でまとめているのか、掌握して把握してるのかというご質問でございますが、これにつきましては総務部の中でも知事公室等を中心として今まとめているところであります。関西広域連合の不参加につきましても知事公室の中でやっておりまして、特に政策推進課において担当しているところであります。今どういう状況になっているのかということについては、後ほど政策推進課長からお答えするかと思えますけれども、いろんな施策について県の中では今、庁議もございませぬけれども、テーマ別会議をその庁議の後にもやっております。毎週、あるいは週をまたがってやるときもございませぬけれども、知事、副知事、それから関係部長が集まって、その中で重要な事項についてテーマを持って1時間、2時間そこで会議をして、いろいろな検討状況、進捗状況、またはそこでの問題、すべて洗いざらい出した上でいろいろな意見を戦わせて施策を進めているのが、今、実情でありまして、新谷委員おっしゃったように企画部がもう今ございませぬので、どこがまとめているのかということでもありますけれども、知事公室を中心として知事、副知事、各部長が入った中でのいろいろなまとめ方をまさに横断的にやっているのが、今、県の実情でございます。

関西広域連合の状況については担当課長の方から答えさせていただきます。

○辻本政策推進課長 関西広域連合につきまして何点か論点があったと思うのですけれども、一つにはエリア的な話があったかと思えます。政令指定都市なり、あるいは鳥取県、徳島県、三重県という。

まず、関西広域連合を検討してきた母体といいますか、関西広域機構という団体でございまして、それが自治体では10府県と4政令市。そこに鳥取県、徳島県、三重県、福井県、それからいわゆる近畿と言われます2府4県。それに4政令指定都市、それから経済団体が入った関西広域機構。そこでまず検討をされてきたということでもって、関西広域連合の議論の中に、ちょっと違和感があると新谷委員がおっしゃっているのだろうと思えますけれども……。

○新谷委員 違和感というよりも、まあいい。違和感ではないのだけれど。

○辻本政策推進課長 鳥取県とか徳島県が議論の中に入っているのはそういうことです。政令指定都市につきましては、確かにかなりの権限は持っておられますけれども府県とはちょっと違うということで。

○新谷委員 違うから、格付の問題。

○辻本政策推進課長 その辺はあれですけれども、そういう経緯で入っておられたという

こととございます。

それから、その辺の議論についてこれまで十分議論に参加してきたのかということですが、それにつきましてはいろいろな段階で議論がございます。例えば私どもが事務的に入っている企画調整会議というのがございまして、それはいろいろな案を練り上げていくという、例えば観光だったらどうしていこうとか、どんなものをやろうとか、そういうことを考えたり、あるいは組織的なものです。広域連合については広域連合委員会をつくるのだとか、いろいろあったのですけれども、それはどんなものにしようとか、そういうことを考えるのは事務的なところでやっけていまして、私どもも参加しています。それは大体一月に1回ぐらい、この2～3年の間やっけていまして。それからあと、知事が正式な会員ですので、関西広域機構の分権改革推進本部、本部会議員というのがございまして、その本部会員は知事になっております。その席には知事、もしくは副知事が出席して奈良県の主張をしておりました。奈良県としての主張ということで、細かい事務の主張というよりは広域連合についての考え方ということで、非常に懸念があるところについてその席では述べさせていただいております。

特に言いますと組織的な懸念ということで、活動につきましては非常に、広域の連携で今までやっけてきたことをそのままやろうということが多いので、進めていけばいいではないかという考えですけれども、例えば先ほど新谷委員がおっしゃいましたけれど、奈良県は奈良県として矜持を持ってやっけていかないといけないではないかということをおっしゃいましたけれども、奈良県のエリアのことをだれが決めるのだ、だれが責任を持って決めるのだということに関して、非常に広域連合はあいまいな組織であるということとその辺いかなのかとか、あるいは経費的な考えもあります。例えば一昨日発表されました関西広域連合の平成23年度予算でいいますと、総務部門、ビルを借りて、それからその総務的な人の人件費だけですべてで1億6,000万円ぐらいかかります。組織をつくれれば、つくっただけでそれだけのお金をかけるというのはどうなのかとか、そういう懸念をその場では表明しております。それからもう一つは、その場で知事が確認したのは、後から入るということも大丈夫ですねという確認をしております。それは設立案の中にも基本方針の中に設立当初から参加が難しい県や政令指定都市との協議の仕組みを構築するというのが明記されておまして、それから、参加していなくても連携をしていきたいと思いますというのは、いわゆる規約案というのは議決をいただかないといけないのですけれども、その中にも明記されています。後から入ってその辺、後から入ることは大丈夫ということな

のですけれども、今後、仮に奈良県が後から入る場合に不利益がないのかということですが、不利益があるようなことで、今後もし入る場合には規約案の議決を当然県議会で審議していただいて議決していただかないといけないわけですが、そういう不利な案でもって私ども理事者が議会に審議をしていただくことはとても考えられませんので、そういうことは絶対にないような案になると考えております。以上です。

○新谷委員 大体、質問の内容そうやな。

県民がちょっとわかりにくいところがあるのです。何で知事が入れないか、二重行政だと。我々もいろいろ言われた中で二重行政になる、それから奈良県の独自性というものは失われてしまうようなことがあって、ここまで培ってきた歴史的な、先ほどアジアや世界に通じるような文化遺産がそこに埋没されてしまって独自性が発揮できない場合もあるであろう。いろいろなことが言われていると思うのですが、県民が、知事が入れない理由というのが案外わからないみたいです、我々も十分理解できていない、今ごろこんなこと聞いているわけですから。あれは私の考えを申し上げたのですが。そんなことですので、十分に議論をしてきて、入ってもメリットがないというその問題点、これは県民に明らかに示すべきだと思うのです。示してくれているとは思いますが、まだ理解されていないところがある。ですので、遠慮せずに途中から議論に入っても議論できると。連携でやっているような、和歌山県とやっている医療ヘリ等についてもこれは心配ないと。ところが大阪府の橋下知事はそんなものたこ揚げよとか、余計な話がいっぱい聞こえてきます。何言ってるのかなと、そういう意味では程度が悪いと思うのです。しかし、言っていた、提案された東京と関西圏、関東との大きく差があるではないか、やろうという考え方は、私は提案は悪くはないと。10府県でそのエリアを決めて協議してきたということなのですが、主張してきた奈良県のあるべき姿というのを県民に明らかにして、そしてこれからも協議に入れるのだということも言っていきながら、後から入ったから遠慮しないといけないということでは、これは協議をやった値打ちがない。協議をやってきたらどうかと私は、先ほど知事に提案していいことを申し上げました、私的なことですが。十分協議をして問題点を提起して、それよりもわかりやすく言えば、のめるかのめないか。のめないのだったら、こんなもの何のメリットもないではないかと、奈良県はやめておく。しかし、入れと言われたときにはこの条件満たすのかというような、後から入っても、先ほど言葉が悪かったと思うのですが、後からでも遠慮せずに堂々と入って行って、奈良県がいなかったらだめなのではないかとか、提案したことが十分協議をして奈良県の独自性をこの関西広域連合

の中で生かすということであれば、これはまた入ってもいいわけです。

ひとつそのところ県民も心配をしておりますし、その問題提起をどこまで主張したのか、十分協議をしたのか、ちょっと私自身もまだ心配していますので、どうぞ提案をされた知事の、今、答弁が入らないということは決して悪くはない。それは独自性を持ってやるということに私は賛同いたしますが、しかし、今申し上げた懸念がありますので、どうぞ遠慮せずに今も協議に応じるところはやってください。

それから橋下大阪府知事が言われたように、今までやってきた連携を、奈良県と連携をやっているところも関西広域連合に入るわけですから、そんなもの関西広域連合でやってしまえと。奈良県が勝手なことを言うのだったら、それなら、それも今言ったように、分担金をあげようではないかということになりかねない。そういうことにならないようにして、きちっと紳士は紳士として、しかも地域は地域として潤っていくような状況もあって、奈良県の独自性をきちっ発揮をして、しかも遠慮せずに後から入るのだったら入れるよと、しかも堂々と遠慮なしに入っていくのだと、こういうことの協議をやってきたのかやってこなかったのか、その心配がありました。あえてここで聞いても仕方ないので、これは知事や、部長クラスや、特に副知事も入って企画立案というのはそこでやるシステムになっているのだということですが、どうぞひとつ知事にすべて任しといて、これでは奈良県行政とてもいかんやろうということは堂々と遠慮せずにやっぱり提言をしてほしい。

知事の一声がすべてであったのでは県営プールみたいになってしまう。要するに懸念してる京奈和自動車の都市計画審議会で決めたことを、知事の一声で予算要望しないというのは、これは納得できない点があるのです。予算をつけるつけないは、国がやるわけですから要望しておいて、心配しますのはトンネル化が中止になってしまう懸念がありますので、全国の1万4,000キロメートルを高速道路で結ぶという、15年ぐらい、あるいは20年近くなると思うのですが、決められた高規格道路で結ぶという中に奈良県は、名阪国道は別にして高規格道路として京奈和自動車道は位置づけをされた。全国平均で70%を超えた整備率の中で、いまだ奈良県は34%ぐらいしか整備されていない。全国レベルの半分以下です。大和区間の整備はできましたけれど、五條市から橿原市間は現在工事中です。これを全部含めてもたった30%、35%ぐらいの整備率です。8,500億円という大きな総事業費の中で使っているお金はまだ3,500億円ぐらいしか使っていない。5,000億円残っているわけですから、建設委員会でやるべきことだろうとは思いますが、しかしあえて本会議でも申し上げましたけれども、ぜひとも予算要望して、

そしてその中につけられた予算、これは奈良県がフォローしていく。負担金が3分の1だったら安くしてでも、全国は既に3分の1を負担をしながらやっておられたのでしょ。それならおこなっている分だけ経済的に利便性も特定財源等でやっていたわけですから、それがおこなった分だけ奈良県は発展がおこなれる、あえて言えば。そういうことを考えたら、奈良市内の道路、トンネルがいいとか悪いとかいう議論ではない。それは都市計画審議会で決まったわけですから堂々と予算要望する、そしてそれを進めていく。中止のないようにこれをちゃんと、今は一時要望しないのが中止につながらない。でも、全国レベルでおこなっている状況は半分以下の整備率しかないということを考えたら、堂々と主張していくべきだと、それから提案していくべきだと思いますので、今枝葉へ入りましたけれども、知事が一声言ったらすべて、はい、そうですかということをやっていたのでは、皆さん方が頑張っている姿というのは、知事は、我々も政治の世界なのですが、たまたま4年前に知事になられたけれど、ずっと続いた奈良県のあるべき姿というのはおわかりいただいていると思いますので、遠慮せずに知事に提案をする。それがあえて申し上げますのは、県民のためにもなる。奈良県の発展のためになっていくのだったら、少々嫌われても堂々と行ってください。それぐらいの努力をしてほしいと。やっておられるとは思いますが、あえて申し上げておきます。

それから、大滝ダムですけれど、単純に申し上げてこの白屋地区、試験湛水後から地すべりが起こった。これは地すべり地域であることが当初からわかっていたながら、その対策は全体事業費で組み込まれていなかった。そして起こった途端にそう全体計画を変えるのではなくて災害ですから、災害だったら奈良県がそこまで負担する必要はないと思いましたので、この地域でこの平成23年完了までに、この地すべり対策のために追加した総事業費、ちょっとわかりにくかった。この部分だけ奈良県はどれだけの負担したのか。負担すべきでないという議論ここでやったのです。これなら災害だから全部国に持たせと。30億円、40億円負担か何か言ったと思う。それはもったいないという話をしたのですが、その部分だけ教えてほしかったのです。そして早く供用開始しないと、これは5年ほどおこなったのですか、これだけで。だから早く供用開始をやって、県民のために大滝ダムの果たしている役割というのは大なるものがありますので、よろしく願い申し上げます。そのことだけお聞きをしておきます。

それから南部振興計画、タイトルはそうなのですが、市町村の端々、行政区、39ある市町村の端々は、先ほどちょっと申し上げた桜井市もという話をしたのですが、奈良市の

東部山間であっても、あるいはほかの櫃原市、櫃原市はあまりないのか。隣接地でやっています。そういうところの端々のところは同じようなことになりますので、エリアはここだと決められた、あと準用でやろうと言っている山添村ほか、御所市ですとか入っていますね。それはまだ何とかなくても、そのほかの地域はこのエリアだからといってやられたのでは、そこだけは集中的にやられてあとはほおっておかれるということになりかねませんので、その点、この南部振興計画、大変結構だと思いますが、これからそういう意味を持ってよろしくお願いをしたいと。このように思います。

以上、何点か答弁してください。

○松丸資源調整課長 失礼いたしました。先ほど基本計画の額の話で申し上げました。それで基本計画の額が270億円まず追加されました、大滝工事で。それでその後160億円、今度、迫地区と大滝地区で追加されてきて、430億円基本計画の額がアップしました。その工事の必要性によって430億円の額、増額をされたということでございます。

○新谷委員 奈良県の負担は。

○松丸資源調整課長 その負担が全部で17%、6.96%が治水負担で10.15%が。

○新谷委員 治水負担はかまわないのや。全体でいくら出したかということ、奈良県は。全部出さなあかんよ。

○松丸資源調整課長 済みません。430億円の。

○新谷委員 そのうち、そのうち。

○松丸資源調整課長 17%になります。済みません。ちょっと……。

○新谷委員 100億円か。

○松丸資源調整課長 済みません、一つ一つこう……。

○新谷委員 いやいや、単純なことや。災害のために400億円。

○松丸資源調整課長 400億円余りの17%を負担をするというのが負担割合で決まっていますので、特定多目的ダム法の負担割合できょう決めてきましたので、その追加分を……（発言する者あり）トータルで70数億円が負担となります。そこまできちっと計算していなかったもので。負担……（発言する者あり）計算すると430億円掛ける17%。申しわけありません。そういうことでございます。73億円になります。

○新谷委員 あのね、こういうのは全体計画の、うちの方が計画するわけやな、うちがお願いするけれども、設計はやるわけですから、事前調査はきちんとやらないと、災害が起こったという考え方であれば、約70億円から80億円というお金は一切要らんわけです。

災害復旧でやるわけですから。だから県民の税金を使うわけですので、早く供用開始をしてほしいし、これが事前にわかっていればきちんとその総事業費に入れて当初から対応されたと思う。そんなことですので、大きなお金、県民の負担ですので大事に使ってほしいと思いますので、ぜひともそういうことはチェックをするときはしないとけない、できなかったかわかりませんが、大変苦勞をかけた。

先ほど申し上げましたことを総じて、私の考えも誤ってる場合もあるかもわかりませんが、あえて私の考え方を申し上げて質問を終わります。以上。

○小林委員長 ほかにございませんか。

○中村委員 それでは、簡潔に簡単に。

まず、順序は逆になりますが県警にご質問をいたします。

去年の12月議会で総務警察委員会並びに本会議におきまして大安寺のパチンコ店の請願を継続審議にいたしました。ところが、継続審議にしたにもかかわらず、これが公安委員会によって許可をされた。この理由についてお聞きをいたします。

それと2点目は、県の暴力団排除条例、これは非常に結構でございます。それで文書もよくできておりますし、一步踏み込んだ条例になっておるわけでございます。その中で、総括的に第24条、第25条については罰金を科すようにあるいは懲役1年以下になっているわけです。これは暴力団の事務所の開設なのでございますが、各条例について罰則規定がここだけなのです。ほかは努めなければならない、しなければならないということで罰則が欠如をいたしておるわけです。現行の警察庁の方針とかはあるわけでございますが、奈良県で初めて暴力団排除条例が制定をされるわけでありますので、横並びというよりもこの条例の罰則規定を設けることによって暴力団の排除の効果が上がるのではないかと。なぜ第24条と第25条には罰則規定があつてほかの項目には罰則がないのか。このことについて県警にお願いをいたします。

2点目は、南部のことでございます。奈良県南部振興計画、まことに時宜を得たものでございます。ところが、荒井知事は県政の基本柱として観光の振興、医療・福祉・介護の充実、あるいはまた、雇用・消費の拡大と。これが大きな荒井県政、とりわけ観光はポスト1300年祭のスポットライトだと思うのです。そういうことを考えますと、この南部振興局、来年度は5,000万円の予算を計上されているわけですが、この観光の活性化を大きく上げているわけです。しかしながら直売所は、私の言いたいのは商業施設の誘致ということで、耳成高校の跡地に大型農産物直売所を設置をするということで、業

者間のこれもやっているわけです。そこで、施設のイメージとして大型直売所等々の中に観光案内所ということが書かれているわけです。これは民活を利用して、直売所と観光案内所をします。この奈良県の予算の中で、ポスト1300年祭の大きな大きな柱である観光振興という意味からいきますと、観光振興の心はやはり大和は国のまほろばとかいろいろな観光を全世界に発信する。平城遷都1300年祭の平城京歴史館で1年間やったような、ああいう形のあらゆる観光を図るものを発信する施設にすべきなのです。そうすると、民活は当の事業者が採算を無視してはできないわけです。当然、採算があって民間活力の導入で、この観光振興の施設としては似つかわないのではないかというのが私の考えなのです。だから、この観光施設はどのような形で、どういう施設で、どういう内容のものをお考えになっておるのか、これをお聞きしたいわけです。2点目はです。

それと、特にこの予算を聞きましても、例えばこの耳成高校の跡地、埋蔵文化財があるので埋蔵文化財を発掘するために1,300万円の予算を計上しているとか、そういうことだけなのです。そういうのは観光の話ではないのです。どうするのかということについて県はこの観光案内所をどういう理念のもとに、どういう内容のものを全国に発信する観光案内所にしようとしておられるのかということをお聞きをいたしましたわけです。例えば、比較するのは非常に不遜です。平城遷都1300年祭のときには200億円ぐらいの予算があったわけです。そうしたら今年度、東アジアの連携推進で3億円、東アジアのサマースクールの企画運営でも5,000万円ほどの予算計上しているわけです。しかし、この観光案内所に関しては全然予算計上していないのです。県は観光振興をやるやる、ポスト1300年祭の最も注目のあるところの観光振興の内容が全然見えてこないということで、どのような観光案内所をつくれるのか。これが第2点です。

それで3点目は、この一般会計予算案ですけれども、国庫支出金が77億円削減されているわけです。そして普通建設事業費が98億円削減されているわけです。これは4月以降に補正を組むと言われているわけですが、知事が出された中で集中と選択ということで、この普通建設事業費が去年もおととしもどんどん削られていっているわけです。そうすると今度の補正でどれぐらい上積みされるかというよりも、一体この削減された内容というのは、土木部が今いらっしやらないと思うので答えにくいと思うのですけれども、どれぐらい今度の補正でこの普通建設事業費が上乘せをされるのか。例えば京奈和自動車道、今まで毎年毎年大体300億円ぐらいの、県の負担が100億円ぐらいでやってきたものが、これが急激にふえてきているわけです。だからどこに選択と集中を考えて今度の

補正等々で上積みをされるのか。やはり基盤整備というのは奈良県にとっては、先ほども新谷委員からあったようにまだまだおくれておる部門であって、一定の基盤整備が奈良県にとっては必要である。だから、いつまでこの普通建設事業費の減少が続くのか。その集中と選択の内容をちょっとお聞きをしたい。

以上、この3点についてお願いします。

○**小林委員長** 中村委員、お尋ねにありました大安寺西地区のパチンコ店出店に関するところは、後ほど請願の審査の中で議題とさせていただきますので。

○**中村委員** というよりも、これはええ悪いやのうて、なぜ許可をしたんかということについて聞きたいだけ。

○**小林委員長** その内容を後ほど請願の審査のところで話題にさせていただきます。後ほど。

○**中村委員** 了解です。

○**小林委員長** 理事者のご解答をお願いいたします。

○**岡嶋刑事部長** 暴力団排除条例の関係で第24条だけ罰則規定を設けて、ほかにもしっかり設けた方がいいのではないかというご意見いただきました。ありがとうございます。こちらの方で他府県のバランスとかいろいろ考えた上で制定を、こういう条文等考えたものでございます。そして、例えば第14条の関係の利益供用というので、暴力団に利益供用した場合というのがあるのですけれども、一応、他府県で設けているのは、福岡県だけは実際に設けておるのですけれども、福岡県は実際いろいろ情報交換いたしましても、うちが考えております行政効果、それが一番効果が大きいですよと。行政措置で対応する方が一番効果がありますということの確認もしておりますし、他の府県も罰則的には奈良県と同じようなところのみを罰則にしておるといのが現況でございます。ただ、中村委員ご指摘のとおり、暴力団につきましてはほかの罰則規定等どんどん適用いたしまして、しっかりと検挙していきたいと思っております。

○**森藤観光振興課長兼平城遷都1300年記念事業推進局総務課長** 旧耳成高校の跡地活用事業に係る観光案内所についてのどういう施設なのか、どういう内容なのか、また、どのような原理のもとに進めようとしているのかというご質問をいただきました。その前に、観光振興に対する力強い応援ありがとうございます。

この件に関しましては、県有資産の有効活用及び中南和、東部地域の振興を図る観点から、民間の発想とノウハウ、資金を活用して行ういわゆる公募型プロポーザル方式により、

食・農・観を基本コンセプトに農産物の直売所を中心とした施設整備を行うものでございます。

ご質問の観光案内所につきましては、来場者に必要な情報を広く提供しながら、現地を訪れたいと思っていただけるような動機づけをする役割が重要であると、このように考えております。

なお、今回、民間への提案募集で観光案内所に求めている必須要件の主なものとしたしましては、まず、面積要件といたしまして床面積は50平方メートル以上、旬の観光情報を収集、発信、提供できる体制の確保、インターネット等による観光案内ができる環境及び当日の宿泊予約の要請等に対するサポート体制の確保が提案に当たっての最低条件といたしております。なお、この広さが50平方メートル以上の提案をいただくと加点要素となっており、加えて独自の提案も歓迎しているところでございます。

この観光案内所につきましては、桜井市、明日香村、橿原市のゲートウェイと位置づけるだけでなく、今春、この平成23年4月末に大和八木駅にオープン予定の橿原市観光交流センター、かしはらナビプラザなどとも連携いたしまして、広く中南和、東部地域の情報が得られる拠点となるよう、今後、民間事業者からの提案を待つて関係部局とも連携し、鋭意検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○村井財政課長 建設事業費についてのお尋ねでございますけれども、平成23年度の当初予算案では約564億円ということで、平成22年度当初予算に比べまして99億円、15%の減となっております。それで、補助事業が減少しております大きな要因といたしましては、委員お述べのとおり、一つには新規箇所等について、6月補正に回したことによるものでございます。それからもう1点、去る11月の補正予算で国の補正予算のあらゆる事業を活用いたしまして、40億円弱の公共事業の前倒しをしたということが1点ございます。それ以外といたしましては、国の直轄事業費負担金にも今のところでは国の予算の減の影響あるいは受託事業の減というのもございます。一方で、単独事業は対前年度比20億円程の増というような今の予算組みになっております。個々の箇所等につきましては、土木部なり農林部の方で予算委員会で説明があるかと思われまますけれども、補正としてはそういう形になります。

○中村委員 県の建設事業は大体公共事業、補助事業に傾斜をしておるというのが事実で、県単事業等々は本当に全体の占める割合というのは少ないわけです。そうすると、国の公共事業抑止の政策が個別地方にしわ寄せが来て、なし崩し的に公共事業になかなかのせられな

い。そういう事態がここのずっと続いとると思うのです。それに対して県は地域の基盤整備を確保するという意味からどういう施策をやっているのか。今まではそのない分を県単事業で補ったりしていた面があるわけですがけれども、量的には全然問題にならないわけです。

そこで、例えば京奈和自動車道、これから5年、10年先、一体どうなっていくのだと。去年からもうペースダウンしているわけです。そうすると一般県民の南北の路線である京奈和自動車道が一体いつ開通するのだと、こういう不安もあるわけです。それに対して県はこたえていく義務があるわけです。そういう意味で今年度の、この100億円と言えは4,577億円、560億円の中では非常に大きいです。それで今度、補正でどれだけ積み増しをしてやっていくのかということが、これは予算審査特別委員会でやりますけれども、奈良県では特にどの部分に集中と選択をしてやっていくか。羅列はしてあります。しかし、現実に総花的にやっておれば予算が追いつかないわけです。そういうことも含めて歯どめの対策を県は国土交通省とどのような取り組みで丁々発止の話し合いをされておるのか。わかるところでお答えをいただきたいと思います。

それと警察の問題です。今年度も警察官の増員、大体、警察官、我々の感覚では2,700人です。ことし1名です。処遇の改善と人員増というのは、これは奈良県警察にとっての必須の条件です。しかし警察庁がこれを握っているということで、ことしも1人しか増員されていないわけです。この条例も横並びで全国でやっているけれども、こういう条例を新たにつくって、福岡県ではまた別に罰則規定をやっているわけです。奈良県は大体今までから警察庁は石橋をたたいてもなかなかお渡りにならない傾向があるのではないかと、こう思っているわけです。そういうことで、今つくるときにもう一步踏み込んで奈良県の現状に即した罰則規定を設けて、県民の暴力団からの不安を解消する一番いいこれは条例です。落書き条例とかと違って理念条例ではないわけです。即、国民生活に直結する条例ですから。いま一度、罰則も含めてお考えになるよう再考を求めておきますので、ご意見があればよろしくお願いします。

第3点目の観光。もう多くは申しません。1点だけ、民活。民間活力を導入するという手法は採算部門を重視した、公が本来行うべき政策。公の行う政策というのは不採算部門に傾斜をして、民間ではできないから公が税金を使ってやるわけです。奈良県の観光を振興するというこの理念は民活に合いますか。民間会社は採算を度外視しては営業はできないわけです。これが日本の民主主義社会です。50平方メートルの小屋以上だと。あとここで民間会社がやってレストランで採算とる。あと入場料を取るのですか、ここへ来て。

取れるわけがないです。私が言っているのは、奈良県の観光、例えば卑弥呼。大和は国のまほろば、卑弥呼です。こういう古代に思いを寄せた、大和王権の思いを寄せた神社、仏閣を観光するのも大事。しかし、日本人の歴史のルーツ、これは全国民の共感を呼ぶ大きな大きなネタです。これに着目をして、そうすると人を誘導してそこで食事してもらおう。直産物品もお買いいただく。そして奈良県にはどういう地域にどういう観光が、遺跡、古墳、神社があるのだと。こういうことが一目にしてわかる。あるいは奈良県に観光する人はこの耳成高校の跡地に来て、一度ここを見ようではないかと。そこから足をあっちこっちに運んでいただく、こういうものであるべきなのです。そこら辺の物産販売店ではないのです。今までに何百億円という金を平城遷都1300年祭につぎ込んだのでしょうか。それでさっき言った東アジアでも3億3,000万円とかつぎ込んでいるわけです。施設に3億円や5億円、仮にそういうお金が民間会社しますか。しませんよ。施設にそんなお金を使って採算が合いません。すると一体県は何のために観光案内やっているのですか。そこが私の一番言いたいところで、人がそこに集積をして、そしてそこから奈良県全域にまた散策なりをして、あるいは宿泊をしてもらおう。そういうことを可能にする全国民が手軽に来てここで奈良県観光の真髄を体験する、そういう場であってほしいということになったら、県が予算支出をやらないといけないわけです。民間だけに任せておいて民間の採算だけでやる施設であればこんな意味はないのですよというのが私の考えで、これはまた後ほど申し上げます。そのことについて県はどのような財政支出をしようと考えておられるのか。例えばパノラマで奈良県を紹介するとか、そういういろいろな手法を考えておられるのか考えておられないか、そこを含めて聞きたいわけです。以上です。

○稲山総務部長 普通建設事業費にかかわってのご質問でございます。来年度、平成23年度の予算について先ほど財政課長が答弁いたしましたように約99億円、100億円ぐらいが減となっておりますのは、これは確かでございます。その来年度の予算をつくるに当たっていろいろ土木部とも議論はしている中で、骨格的とかいうこともございましたので、いろいろ予算的な配慮もしているところでありますけれども、例えばこの予算案の姿の2ページを見ていただきましたら、ここで4年前にも同様のことが骨格的な予算を組んだという、知事選もありまして組んだときがございました。このときに6月補正で、見にくいのですけれども59億円を補正予算で組んだことがございます。今回4,577億円の予算となっております、前年度と比べますと約76億円減少してるということでありますので、ここは我々も視野に入れていっているところであります。ただ、全部が全部、普通建設

公共事業に回っているわけではありませんけれども、こういうところは十分認識に置いているところではあります。

それから、そもそも国で公共事業が縮減の方向にございますので、それに伴って県の公共事業も確かにどんどん減ってきているわけです。減ってきている中でもできるだけ効率的にやっ払いこうということで、土木部において選択と集中ということで、もうあちこちやるのではなくて、やろうということを決めたところを重点的にやっ払いこうということで今やっ払いという形だと思います。その減っていくのを歯どめをかけるためにどういうことをしてる、これ大変難しいところで、土木部で実際にどういうことをされているのかは私も直接は承知はしておりませんが、過去、土木部にいた経験から申しますと、当然のことながら県の予算も大変厳しい中ではありますけれども、地域の経済に果たす役割というのは大変大きいところがありますので、予算の確保について国への要望は絶えずやっ払いところでもありますから、これについては土木部においては今も力を入れてやっ払いところだと思います。具体的には把握してるところではございません。

○岡嶋刑事部長 中村委員から罰則規定、再考云々ということを言われましたけれども、それにつきましてこちらの考え的なものを回答いたします。

ほかの奈良県条例において設けられております罰則規定の整合性、これもいろいろ検討いたしました。そしてまた、第14条の例えば利益供与の禁止の関係でいいましたら、憲法でいうところの営業の自由と法の下での平等ということもいろんな問題が出てきますし、その関係でも制裁も行政指導にとどめておく方が一番よいということを検討いたしました。

また、今回の条例を制定いたしましたら、委員ご指摘のとおりいろいろな意味で暴力団との決別をためらう事業者の意識改革とか、それから暴力団と癒着します企業の公表によります経済活動の健全化、また、暴力団への資金提供の遮断、それとまた暴力団排除活動の活性化、こういったものが上げたところが期待できますので、今、検討をいただいております暴力団排除条例で臨みたいと思っております。

○廣野文化観光局長兼平城遷都1300年記念事業推進局長 観光案内所の件でございますけれども、当然、委員おっしゃっておられますように観光案内所というのはやっぱりいろんな情報発信をする場所ということで、我々としても、今回の観光案内所についても先ほど観光振興課長が説明いたしましたように、我々としては必須要件ということの中で、旬の観光情報を収集・配信・提供できる体制の確保なり、インターネット等による観光案内ができる環境なり、また、先ほど委員もおっしゃいました宿泊の関係につながるような

宿泊予約の要請等に対するサポート体制の確保ということ最低条件ということで上げております。審査に当たっても当然そういった部分を観点に審査されるものと思っております。

そういう中で、我々としてはどういった方がやられるかということとはわかりませんが、我々としてもそのソフトの部分の中でいろんな情報の提供、例えば先ほども言いました桜井市の纏向古墳の関係とか含めましたり、国宝をめぐるルートというようなことでのパンフレットなり、また、長谷寺等とも協力しながら新しい年度においても秘仏の特別公開というような部分を含めたそういったチラシ等も含めて、ソフトの面でできる限りのそこに情報発信ができるようなことは県としても支援はしていきたいと、今、考えているところでございます。以上でございます。

○中村委員 最後に。もう回答はよろしいけれど、結論から言いますと民活を利用してもいいけれども、施設等々については県が公費支出をして、その上物を貸して民活の用に供すると、こういうことがやはり今回のこの観光施設では奈良県観光を振興する上で最も大事で、民間に50平方メートルや100平方メートルや県がこれぐらいの建物とこういう施設をつくってあげて、民間、あなた方が知恵を出してやりなさい、そこに県の思想はこれこれこういうことですよという手法が、これからの奈良県観光を振興する最低限度の条件だということを付言をいたしまして、質問を終わります。

○小林委員長 ほかにございませんか。

○山村委員 数点お伺いしたいと思います。

まず最初に、地域主権改革関連法案に関してお聞きしたいと思います。これは今、国会で議論がされておる問題でございますけれども、住民の暮らしには大変大きな影響が出る問題だと思っております。特にナショナルミニマムという国の社会保障の責任、この点を解体されるおそれがあるということで、最低基準が取り払われるという問題ですとか、それに伴って負担されるべき補助金などの十分な裏づけがあるのかという問題ですとか、あるいは地域が広域化を進めていくということで道州制なども視野に入っておりますから、身近な地方自治というものが後退させられるおそれもあると。それからもう一つ、私たち自身にも関係ありますけれども、地方議会の形骸化、自治体の二元代表制の否定という問題も含まれております。非常に重要な問題が含まれていると思っておりますので、私はこういう点について、やはり県は住民福祉、地方自治を守るという立場からきちんとした考えを持たなくてはならないと思っておりますので、そういうことに関して準備もされている

と聞きますけれども、どう考えていらっしゃるのかお聞きしておきたいと思います。

それから次に、指定管理者制度のことをございます、これにつきましては先ほども話題がありましたけれども、民間の方々をお願いをすることでやはり利潤追求、あるいは営利目的ということが出てまいりますから、コスト削減ということが大きく出てまいります。そういうことで必要な住民のサービスが後退するのではないかという問題も多々あるやに聞いておまして、せんだって総務省からも通達が出されまして、やはり公共サービスの水準の確保ということから考え直さなくてはならないとか、そこで働く労働者の皆さんの労働条件です。あるいは労働法令の遵守などが適切になされているのかどうかという問題、それから、利用者がどのようなサービスを受けているのかという住民の評価等を踏まえるということなども指摘をされております。こういう点に関して、奈良県でも再度指定するかどうかという検討がなされると聞いているのですけれども、どのように進めていかれるのかということをお聞きしておきたいと思います。

それから次に、職員定数の削減の問題です。この間、職員定数がどんどん削減を続けられてまいりました。知事部局の平成12年度から見たら、ことしで1,900人余りが削減されていることになっています。それと反比例して日々雇用で働く職員が2.5倍にふえている現状でありますけれども、こういうやり方で必要な公共の仕事がどんどん安上がりの人に置きかえられていくことで、仕事の質の問題ですとかいろいろな問題が出てくると思うのですけれども、こういう状況がいつまで続いていくのかというところで私は問題がありだと思っておりますけれども、どのように考えていらっしゃるのかお聞きしたいということです。

それともう1点、これは登美学園からお聞きしておりますけれども、新規で正職採用されている職員が7年前に1人あっただけで、その後全然ないということですから、実際に職場では夜勤もある職場で職務をきちんと全うしていくために大変苦勞をされていると聞いております。その代替として嘱託の方などが来られておりますけれども、そうなりますと、例えば妊娠された方は産休もないわけですから退職せざるを得ないということで、現場は本当に大変な状態になっているという問題もお聞きしておりますのが、こういう点について、職員の採用についてどのように考えていらっしゃるのか、そこをお聞きしたいと思います。

それからもう1点は、平城遷都1300年記念事業についてであります。先ほど文化観光局長からその入場者数ですとか、それから費用対効果につきましては追ってご報告があ

ると聞きました。その中で本当にたくさんの方が来られて、非常に、そういう意味では大きな成果があったとお聞きしたわけですが、この総括の中身というのは人がたくさん来たからよかったとか、それから経済波及効果というのは非常に大きいと思うのですが、そういう点で非常に効果的であったと評価されることは当然あるかと思うのですが、しかし、今後どう生かしていくかと言いますと、それだけにはとどまらないものが必要だと思います。今後の奈良県の観光ということを考えていきますときに、参加された方がどういうことに感動されたのか、本当にもう一度奈良県に来たいと思われたのかどうか。それはどうしてなのかという施策の展開につながるような中身についての総括というのは引き出すべきではないかと思います。

先達て地域の、奈良市の東向商店街などで商店街の皆さん1軒1軒訪問していろんなご意見をお伺うアンケートなどもさせていただいたのですが、多くの方が平城遷都1300年事業で本当にたくさんの方が来ていただいて、にぎわいがあったと言われておられました。しかし、その後はぱたっと、もう全く人通りがなくなって大変な状況になっていると、今後どうしてくれるのかとたくさんの方が言われておりました。そういうことから考えても同じようなイベントを繰り返してやることだけで本当にいいのかということが今後は問われてくると思うのです。とりわけ平城宮跡というのは世界遺産で今後、国営公園にもしていくという場所ですが、そこでやはり繰り返すイベントを楽しむということに来ていただくというよりも、1300年の歴史をどう感じていただけるのかとか、その重みです、奈良県の。そういうものがどのように発信されるのかということが非常に重要になってくると思うのですが、そういう点でどのように考えていらっしゃるのかお聞きしておきたいと思います。

質問は以上です。

○辻本政策推進課長 山村委員からの、地域主権一括法の関係ということですか。それとも地域主権大綱の関係……。

○山村委員 全体ですね。大綱の中の一括法も出ておりますけれど。

○辻本政策推進課長 地域主権に関連しましては民主党政権になってから2つの法案が国会の方に出されているということで、一つは昨年度、1回目ということで義務づけ、枠づけの廃止とか国と地方との協議の話であるとか、そういうことを3法案として出されております。それは参議院で審議されまして、一応、通ったのですが、衆議院では継続審議になって1回流れていると。また今国会で審議されるということになってます。それ

の第2波といいますか、義務づけ、枠づけの見直しをさらに拡大しようという分と、基礎自治体の権限移譲という第2回目の法案をあわせて今回の国会で議論されることになっています。それから、地域主権大綱というのが昨年6月に民主党政権の中で決められましたけれど、その中には今、法案が出されております義務づけ、枠づけの見直しなり基礎自治体への権限移譲とともに、先ほどおっしゃいました補助金の一括交付金化の話、あるいは議会制度の見直し、あるいは道州制への考え方というのが盛り込まれております。

地域主権についての奈良県の考え方ということにつきましては、当然、分権とは違う話になると思うのですが、地域のことは地域で考えると。それが一番大事だと。その際には地域の実情をまず知ると。それが一番まず最初にやるわけで、それをちゃんと分析をして、それで県としてこういうことをやりたい、やるべきだということを構想していく。それを実行していくと。それが地域主権と考えています。ですから、国にこの権限があるからこの権限をくれとかいうのは、その構想をしている中で支障になるものがあれば国から権限を奪ってくると。例えば雇用を考える際にハローワークをどうするのであると。今、雇用の関係の統計関係は労働局でかなり集めておられますけれども、それがなかなか出てこないとか、あるいは雇用を県の中でいろいろ作り出すにはその辺の統計をどうするかとか、あるいは権限的にそれをもらいたいと。このようにまず何をやりたいかということから考えていくと考えておまして、それが地域主権の第一だと思っております。以上でございます。

○西川行政経営課長 指定管理者制度の件についてお答えいたします。

委員のご質問につきましては、指定管理者制度の趣旨を踏まえて適切に運用すべきというご趣旨かと思いますが、指定管理者制度につきましては民間事業者等が有するノウハウを活用することによりまして、施設を効率的に運営するとともにサービス水準の維持、向上を図るという趣旨でございます。この趣旨を達成するためには施設の利用状況、あるいは収支の状況などはもとより、民間事業者の創意工夫がどのようにサービスの向上、あるいは改善につながっているのか。また、従業員の労働環境も含め、管理運営上問題は出ていないか、あるいは利用者等、満足度調査の結果、利用者の意見が適切に運営に反映されているかといったことをチェックしていくことが必要だと考えております。そういう意味で、平成23年度で現在指定管理期間が満了する施設につきましては、また引き続き指定管理者制度を行う場合には、新年度、平成23年度中に新たな事業者を選定する必要がありますが、その選定に先立ちましてこういった実績の検証をすべく、その作業に着手した

ところでございます。また、複数の事業者から事業計画を提案していただいて、競争していただくというのがこの指定管理者制度の趣旨をよりよくしていくことになるかと思しますので、そういった、今申し上げましたような検証を通しまして、先ほど委員からもご指摘ありました総務省からの通知の趣旨も踏まえて制度の適切な運用を図っていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○中人事課長 山村委員から職員定数の削減が非常に進んできておって、そのかわりに臨時職員等が非常に入っていると、こういう状況がいつまで続くのかという点と、もう1点、県立の障害児福祉施設での職員の採用が滞っておると、そういったことについてどう考えるのかというご質問をいただきました。

本県を取り巻く行財政環境というのは非常に厳しいものがございます。そういった中で社会情勢に的確に対応していくということを念頭に置きながら、定員適正化計画を策定いたしまして全庁挙げて事務事業や執行体制の見直し、業務処理の効率化を通じた適正な定員管理に努めてまいってきているところでございます。ご承知のように平成21年度から3カ年で180名の定員削減を行うということの計画を立てて実施しておりました。その結果といたしまして、224名の削減を行ったところでございます。こういった中では、例えば突発的な業務とか臨時的な業務を行う部分について、また、期間限定で行う場合については非常勤の職員の方々を導入しながら、職員の負担等も軽減を図って業務に支障ないような形で進めさせていただいております。今後、平成23年度から今後3年間で50名の定員を削減する定員適正化計画を策定いたしましたので、それに基づいて着実に進めてまいりたいと思っております。こういった削減だけが単独で動くのではなくて、常に施策の総合的、機動的な執行体制を確保することに配意をしながら、また、行政サービスが向上するような形で業務を進めていくと。そういう組織の再編見直しについても十分考慮しながら、メリ張りのある行政体制をつくって対応してまいりたいと思っております。

それと2点目の、県立の障害児の入所施設についてでございますが、この施設につきましましては、施設自身のあり方について現在健康福祉部でも検討がなされているような状況でございます。欠員等の補充につきましましては委員お述べのとおり、正規職員で対応すべきものであるということは基本であるということは思っておりますが、現実的にその施設のあり方の動向によっては正規職員を採用した後におけるその方々の今後の身分的な問題とか、そういったものも課題となってまいります。そういったところにも十分配慮しながら対応していく必要があると思っております。以上でございます。

○廣野文化観光局長兼平城遷都1300年記念事業推進局長 平城遷都1300年祭の関係でございますけども、私ども単に多くの人々が来られたということで、当然それはいいことですが、そのにぎわいを継続していくということも当然考えておりますし、ただ、今回、平城遷都1300年祭の中でいろんな要素でいい点があったと思っております。そういったものを継続してやっていくということが新年度の予算の方向性として考えてるところでございます。

一つには、社寺とか観光の関係者の方々、また、県なり市町村の連携ということの中でのそういった部分が遺産として生きていくのかと思っております。それぞれが自主的な、意識の改革というのか、それぞれで自主的なところでの意識の醸成っていうのができてきているのかなと思っております。そういうものを生かしながら、我々としては次の平城宮跡での展開、さらには県内全域でも巡る奈良事業ということでの展開を図っていきたくて今考えておるところでございます。

平城宮跡、そういった部分で、また、来場者、来られた方々の多くの方々からアンケートもいただいております。そういったものもさらに分析を深めて、経済波及効果等々含めてそういったものの部分もさらに分析を深めていきたいと考えておるところでございます。

また、平城宮跡に限って、先ほど委員がおっしゃられましたように、平城宮跡そのものが、平城宮跡で歴史的な、いわゆる奈良の歴史そのものが受け入れられたということもございます。そういう中で我々としては詳しい説明はさせていただきますでしたが、平城宮跡においても歴史展示というのか、歴史空間を体感できるような、そういった仕掛けも含めて、さらにそういった流れの中でイベントなり、平城京歴史館等の運営等も行っていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○山村委員 最初の地域主権改革について、地域主権についての県の考え方ということで、地域のことは地域で決めるっていうことですね。その理念そのものはそのとおりだと思っております。が、そのことで今おっしゃられたことは上からの押しつけではなくて、県から、下から積み上げて必要なものを国に要求していくという立場であるということをおっしゃったと思うのですが、私としましたら今から起こってくるいろんな問題につきましても、予算の算定につきましても、地方の実情からこういうものが本当に必要で、予算はこれだけ必要だということで住民の要求にあったものを国に反映させていくっていう立場で対処していただきたいと思っております。そういう考えでおられるのかなとちょっと思ったのだけれど、ほんとにそうなのかなというのはちょっとわかりませんが、そこをお

聞きしておきたいと思います。

いろいろなものが国から一方的におりてくるというのではなくって、本当に地域にとって必要かどうかというところ辺からの判断が要ると思いますし、国の機関につきましても県がやった方がいいということもありますけれども、反対に国にやってもらわないと困るというものもたくさんあります。だから一つ一つの事業について機械的にそれがおろされてくるのではなく、この問題についてはこういう実態の問題がありますよという形での提案というのを県が積極的にしていかななくてはならないと思いますので、その点につきましてぜひともそのように取り組んでいただきたいということを申し上げたいと思います。

それから次に指定管理の制度ですけれども、これについては見直しをされるということで、国が指摘をしている労働条件の水準の維持ですとか、あるいはサービス水準の維持ですとか、そういうものがどのように担保されるのかということが今後の中で問題だと思うのですけれども、この検証というのはだれがなされるのかということですが、多分、第三者委員会というところが判断することになるのかなと思うのですけれども、本来は利用されている住民、あるいは県民の意見を聞くということが重要かと思います。こういうことにつきまして住民に公開されたり、意見が反映される仕組みになっているのかどうか、そのところをお聞きしておきたいと思います。

それから人員減と仕事の水準の維持なり、実際の作業の中身で職員にしわ寄せが行っていないのかということが問題だと思うのですけれども、人件費の削減ということを大きな目的としてこういうことをされていると映るのですけれども、同時に職場の改善もなさっていらっしゃると思いますけれども、しかし実態として日々雇用の職員がふえておりますし、県に聞きましたらサービス残業などはないということでもありますけれども、實際上、夜遅くまでお仕事、たくさんの方がなさっていらっしゃるという実態もあると思います。本当に効率が優先されるというようなあり方でいいのかということは、ずんずん今後に問われてくると思います。公務の仕事はやはり人が命だと思います。長期間の積み上げた経験や知識、あるいは皆さんが勉強して得られたもの、そういう蓄積されものが県民にとっての財産になるわけですから、やはりそういう大切な仕事をなさっておられる皆さんというのを大切に扱っていくということが大事だと思います。ですので、確かに経済状況が厳しいとか財政が厳しいとかという問題はありますけれども、それは経済対策なり施策の中で解決を図っていくことによって進めていくべきであって、それを支えている人をどんどん削っていくやり方でいいのかということは問わなくてはならないと思っています。です

ので、これ以上減らすということはもうやめるべきではないかと思えます。

それから、そういうことでしわ寄せが具体的にあらわれているのは、例えば登美学園の問題だと思えます。先ほど人事課長もおっしゃいましたように、人が減ったら正規職員で対応するのは当然、当たり前のことだと思うのです。それができていないということが問題であって、将来どうなるかということはありませんけれども、しかし、今現実に働いている皆さん、今現実にお預かりしている子供さんたち、そういう人たちの対応のことを考えたら、県の都合でそういう職員の採用を抑えて困難な状況に置くということが正しくないやり方だと思えますので、その点は改めるべきだと思えます。今後の職員の問題につきましては、県全体の中で考えていく問題だと思えますので、そのところは労働法に基づいてもきちんと対応できる話だと思えますので、今のようなやり方を改めるべきだと思えますけれどもいかがでしょうか。

それから平城遷都1300年祭の総括につきましては、今、文化観光局長がおっしゃっていただいたような中身について人々がどう受け取ってもらって、どういうところで本当に感動してもらったのかということがわかるようなものをぜひとも出していただきたいと思えます。それがこれからの国営公園化されていった場合の平城宮跡の魅力というのをどのようにしていくのかということにもつながるだろうと思えますし、やはり奈良県は本物がたくさんあるということで、本物の魅力に触れるっていう他にないよさというのが非常にあると思えますので、今、出されている計画で見ましたら、イベントを幾つかやられるということになっていますので、そういうイベントだけではないものでもっと魅力を引き出していただけるような方法というのを考えてほしいと思えますので、その点、ぜひ出してほしいなと思っておるのですけれども、いかがでしょうか。

○西川行政経営課長 指定管理者の検証のことについてのお尋ねでございますが、施設利用者からのご意見につきましては各施設ごとに利用者満足度調査をやっておりますので、その中でご意見を聞いております。それらを踏まえまして、施設の設置者であります県でまず自己点検をした上で、その結果を外部の有識者にまたご意見などいただきたいと考えておまして、そのように進める予定でございます。以上でございます。

○中人事課長 山村委員のおっしゃった部分につきましては、我々も今後とも常に業務内容をしっかり把握をしながら行政サービスの水準の充実に向けて、職員の定数の適正化を図ってまいりたいと思っております。

○廣野文化観光局長兼平城遷都1300年記念事業推進局長 山村委員からご質問ありま

した点ですけれども、一つは今、来場者のアンケート等も集計する中で、当然、経済波及効果とあわせて来場者からの評価なりも含めて公表もしていきたいと思っておりますし、また、いろんな社寺とか観光関係者なり、今かかわっていただいたような方々のお話等も、また、巡る奈良の推進の組織もつくっていききたいということの中で、そういったところでも声を聞いていただく中で、そういったものもご意見聞きながら次の展開も図っていきたくも声を聞いていただく中で、そういったものもご意見聞きながら次の展開も図っていきたくも思っています。

我々も単にイベントということだけではなくに、いろんな工夫をしながら次のポスト1300年祭ということの中のいろんな事業の展開を図っていくということで、さまざまな部分、記紀・万葉プロジェクトをはじめとしたさまざまな事業について、今回、予算を計上させていただいているところでございます。

また、先ほども言い忘れましたけれども、いろんなボランティアの方々の活躍も今回ございました。そういった方々についても引き続きご活躍いただけるような場も含めて、そういった部分も、予算には直接頼みませんが、そういったものもあわせて発展もさせていきたいなと思っておるところでございます。以上でございます。

○山村委員 最後に登美学園の今の状態ですけれども、それは改善していただけるのかどうかと、そのことだけ確認しておきたいと思えます。

○中人事課長 先ほど申し上げましたように、状況等踏まえてどういうやり方がいいのか、所属の意見も十分踏まえながら対応を考えてまいりたいと思っております。以上でございます。

○小林委員長 委員の皆様、長時間経過いたしましたはまだ質問なさる方がおられます。ここで一たん休憩をとらせていただきたいと思います。おおむね10分で4時30分再開いたします。

16:20分 休憩

16:30分 再開

○小林委員長 再開いたします。それでは質疑のある方はお願いいたします。

○荻田委員 数点お聞きしたいと思います。まず最初に、荒井県政最終年の本予算を見ておきますと、非常に観光振興あるいはまた企業誘致といったものに非常に配意してしておいでになるなあと、見せていただいております。特に観光については、東アジアを中心としてより一層観光に特化をして、それぞれの文化財、あるいは文化の交流、

こういったものをより一層綿密に、そしてまたそういった回数も含め非常に多く取りながら交流を図っていききたい、そんな思いでもございます。

それから特にこの観光振興の中でも、もともとこの全国都道府県どこでもそうですけれども、今、この景気浮揚の策として観光振興、企業誘致、立地というものをそれぞれが取り合いをしている状況でもあることだろうと思います。こんな中である一定の成果は、この荒井県政の中では随分頑張っておられるのだなということは率直に認めさせていただきたい。つい最近も企業誘致については、あれは上六印刷でしたか。高山工区において一つ誘致をしたい。こういった協定をされている新聞掲載を見まして、地味ではございますけれども、やっぱり前を向きながら法人二税を獲得できるような、こういった歳入増に向けての取り組みをしていただいているのだと。このことは知事を先頭に、トップセールスはもちろんでございますけれども、やっぱり県庁職員さんが一丸となって取り組んでいただいている成果ではないか、このように思うわけであります。

特に、雇用の喪失、前年度では7,000名余りこの企業誘致によって増大をした、こういうことも言われております。こういったことも、今、一般会計、今後の10年を推計してみますと、人口も目減りをしていく、いろいろなものが減少していく、そういった中で税収だけは、自主財源の確保というものは確実に得られるような工夫を今後もこの総務部、あるいは全庁的に頑張っていたいただきたい、そんな思いを申し上げ、少しお話をしていきたいと思います。

まず、南部振興の計画を先ほど見させていただいたのですが、もともとこの市町村合併が基軸でございまして、この市町村合併が思うように任せない、こういった中で最終的にはこの南北格差、あるいはまた地域間格差、こういった状況のもとで南部振興策というものをおとりをいただいているということには適切な対応であると思います。しかしながら、市町村合併の促進をもっともっと進められたのではないかとすることは、こういった中でも県知事を先頭に頑張っていたいくべきではなかったのかと。そういったことを踏まえて、市町村合併の結果とこの南部振興策について総務部長からご意見をいただけたらと思います。

また、その南部振興策の中でも私どもの隣接します山添村、奈良市があつて月ヶ瀬があつて山添村があつて都祁ですか、本来的にはみんな合併しておけばそれでよかつたのだらうと思うのですけれども、何か中途半端な市町村合併になってしまった。これはそれぞれの市町村のご縁の問題ですからそれをとやかく言うものではございませんけれども、ともあ

れ財政規律が特に脆弱な地域、あるいは県としてしっかり振興策を協力しながら、そして下支えをしていこうというのが本来の南部振興の主眼であると思っています。これだけ、名前の上では南部でございますけれども、もうほとんど九市ぐらいですか、平たんの地域、本当にこの、地図からいっていきましたらこの部分、北とほとんどが南部かと。これもいろんな意味合いで考えて拡大解釈をしながら、つじつま合わせをしながら何とかうまく組み入れたようになっておりますけれども、果たしてうまく全体的に機能していくのだろうかという心配は、これからのことですからそういった中でいろんな市町村それぞれの財政規律の問題もございますし、そういった中でしっかりと振興策をお示しをいただきながら、市町村にも甘い言葉をかけるのではなくて、自主自立というものもしっかり対応していただけるような、そんなことを県としてこれから南部振興監を中心にそれぞれの調整員を中心としてこういったものにとらえ方、これを新たにさせていただけたらと思うわけでございますけれども、その辺のところを今の影山地域振興部長からご答弁をいただけたらと思います。

それからもう1点、救命救急にかかわって、特にこれはもう救急車のことですから危機管理監ということになります。それから、この今の「平成23年度一般会計特別会計の予算案の概要」の24ページに救急医療システムの構築ということで5,000万円余り計上されておりますけれども、実際に1月から実施をしているとか言われておりましたけれども、特に去年の早い段階から岐阜大学の小倉教授さん、非常に救命救急医として有名な方ですけれども、経済産業省から大きな国費をいただいて、そして救急車と病院群、抱える医療圏の医療の病院群、皆システム構築をして、そして患者さんが119番に電話をかけられる。そしたら患者さんの名前と病院と言われましたら、おのずからこのシステム構築によって病歴やそういったこともわかるようになった。これを本当にやったおかげで、それぞれの病院の中にも先生方がどこにおいでなさるか、余った先生はどんな先生がおいでになるか、一目瞭然にわかるように岐阜大学ではなっておりました。

こういった5,000万円ぐらいのシステム構築でどれだけの効果が発揮できるのか。これは試験的に県立奈良病院でチームを組んでやっているとは聞いておりますけれども、まさに、救急車と病院群、医療連携をと言いながらシステムの構築をやっていこうということでございますけれども、危機管理監で、これは医療との関係ですから答えはどういうふうにできるのかわかりませんが、この救急搬送をする時間、119番で迎えに来ていただいて救急車が病院へ到達をする時間、今、奈良県では平均して38.3分とか言

われています。全国のワーストファイブの中に入っている。最初のこの10分は救命救急では大切であると言われていています。こういったことがシステム構築では、岐阜大学では本当に15分ぐらい短縮しているようです。こういった中でも今、試験的にどこまでどういう形で具体的に危機管理監で掌握をされておられるのかわかりませんが、その辺のところお答えをいただきたいと思います。以上です。

○稲山総務部長 今、南部振興計画と、それから市町村合併にかかわってのご質問ございました。

確かに奈良県では市町村合併が他府県に比べて思うようには進まなかったところがございます。いろんな事情があつて進まなかったとは思いますが、結果的に小さな、大変失礼な言い方になりますけども、財政的にも非常に弱い町村が残ってきたということでありまして、少子高齢化が進む中で、また、大変経済情勢厳しい折において各市町村においても、県もそうでありますけども、大変財政的には厳しい状況が今続いているところであります。その中でも、市町村においてもいろんな努力をされておられるわけでありまして、県と一緒にいろんな努力をしていこうというような意識の強い市町村がいらっしゃるわけでありまして、県ではそういう市町村と一緒にやって水平連携なり、あるいは垂直連携ということでいろんな補完をしながら行財政を進めていこうということで、今、例えば奈良モデルという形で、市町村合併は進まなかった分、県と市町村と一緒にやって、例えばこの「奈良県行財政運営プラン2011」の24ページのところにございますが、高齢者の健康づくりに向けた保険者機能の強化支援なり、あるいはいろんな形で県とやっていこうということで今しているところであります。

それと少し話は飛ぶような形で恐縮ですけども、ただいま荻田委員から南部振興計画について一定の評価もいただいたわけでありまして、南部ということで、象徴的な名称として南部という形にはなっておりますけども、あくまでも一定の地域、南部という限ったわけではもちろんございません。東部山間のこともございますし、いろんなところもありますので地域は限らずにこういう市町村と県の連携というものを、この南部振興計画の中で一緒にやっていこうというのを定めたものをご理解をいただきたいと思います。県としましてはさらにその南部振興計画を中心に、より県の施策を進めていく、あるいは市町村と一緒にやっていこうということでこのたび南部振興監を設置いたしまして、南部振興課においてより強力でやっていこうという、ある意味では第一歩ではございますけれども、これを一つの礎としてさらに大きくやっていきたいと今考えているところでございます。

以上でございます。

○影山地域振興部長 今、総務部長からもお答えをいただきましたのですけれども、南部振興計画をつくりまして一番、ここで推進していく中で特色のあるのは推進組織を置いたということでございます。その中に地域支援員という職を置きまして、地域との情報を密にしていくと。常に南部地域をはじめその地域のことを考えていく、見ていく、そういうことが地域の振興にとって大事なことでないかと考えております。そういう意味でこの組織を置きまして、これからどんどん振興する事業を地域と一緒に考えてまいりたいと考えております。

それからエリアの件でございますけれども、ちょうどここに記載しました南部地域、五條市、吉野郡、それから宇陀市ほか7つの市町村が過疎法の対象となります昭和35年から平成17年までの間に人口が減少しておる地域に当たっております。もともと人口の減少している地域を対象にということが考えてはおりませんでしたのですけれども、いろいろ振興する地域を考えていく中で、明確にしていこうという中で、先ほどご説明させていただきました市町村を対象にするということ、計画の中では一応、基本的な事項として書かせていただこうと。ただ、先ほど総務部長もおっしゃっていただきましたように、事業については特にこのエリアということでは限定をすることなく同様の課題で振興できる事業を打って効果のあるところについてはこのエリアにとどまらず、県下全域で振興の手だてを打っていきたいと考えております。そういう意味でこの南部振興計画は象徴的な計画、それとより具体的に地域の状況も吸い上げた上で進めていく計画にしていきたいと考えておるところでございます。以上でございます。

○川端危機管理監 荻田委員から救命救急の関係の質問をいただきました。

なかなか救急患者の受け入れ病院が決まらない、あるいは救急車の照会が非常に多い、また病院までの搬送時間が長いといういろんな課題を奈良県の救急医療抱えております。そうしたことに対処するために、これはもう全国的なこともございまして、消防法改正がありまして、県で搬送受け入れに関する実施基準を、ルールを定めなさいということになりまして、医療関係者あるいは消防機関の協力を得まして、昨年協議会を設置いたしました。鋭意ご検討いただきまして、この1月に実施基準、ルールを検討してのものをいただきました。

1月31日から運用を開始しておるわけですが、その基準の簡単な中身をご説明いたしますと、やっぱり患者、傷病者を現場に行って救急隊が観察してどういう症状で

あるのかと。そうしたときにどういう病院が受け入れするのが一番適切かと、そういう観察基準あるいは医療機関の選定の基準を定めました。具体的には、例えば心肺停止状態であればもう救命救急センターと、あるいは子供の場合はこういうところと具体的に定めてございます。また、消防機関から医療機関にいろんな情報を伝達するときの伝達の際のルール、また、受け入れ機関がなかなか決まらない場合にはコーディネートをどういうふうにするかと、そういった基準を定めて医療機関、消防機関に説明の上、今、運用を始めたばかりでございます。

今回、予算を提案させていただいています奈良県救急医療管制システム、e-MATCH事業でございますが、これは今の基準をより効果的に運用したいという考え方のもとに電子機器、具体的にはタッチパネルの方式で救急隊に、症状を入力いたしますと適切な病院がすぐ表示されるというシステムいうのを開拓してございます。実は平成22年度で総務省のモデル事業を、受け入れ実施基準を今実際にやっていただいていますNPO法人を中心として、奈良市消防本部、生駒市消防本部等が協力しながら、今システム開発を進めてまして、成果物ができ上がる予定でございます。これを平成23年度において導入しつつ検証しながら、ユーザー側、救急隊にとって簡単に入力して受診可能な病院をすぐに表示して、速やかに適切な病院に搬送できるような仕組みをつくっていきたくと考えてございます。また、医療側につきましても簡単に入力できるようなシステムを考えまして、それをデータとして蓄積しながら、今後のまた救急医療関係も検証していきたくという発想のもとに今回取り組まさせていただきたいということでございます。

いずれにいたしましても、救急医療全体、医療政策部と連携しながら我々できるところ一生懸命努力しているわけでございますけれども、今現状の医療資源の中で少しでも救急医療、現場から適切な病院に速やかに患者が搬送されますように、そしてまた、きちんとした医療が施されますように願って、いろいろ努力を重ねていきたくと考えております。以上でございます。

○萩田委員 今、川端危機管理監からお話ございましたけれども、消防での対応や、あるいはまた、病院が特化してこういったシステムの構築をおやりいただいている地域、こういったこともあります。いろんな情報交換をし合いながら、より一層ひとつ、この救命搬送の時間の短縮に向けていろんなノウハウをいただきながら頑張っていただければと、このように強く要望しておきたいと思っております。

それから今、南部振興にかかわってお話をさせていただいたのは、この関西広域連合、

特に奈良県は地域間格差が非常に大きいと。こういった中でまだまだ奈良県としてしっかりとまず整えていこうではないかという知事の発想も一つあるわけでございますし、南部振興、あるいはまた過疎地域ということを限定しておられるわけでございますので、何か南部振興局ですか、名称を変えられるということですが、これはやっぱりぼつ入れるのか、何か対応方をされたらいかがなものかと、このように思います。

ほかの方々からこれ見ると、南部振興計画、南部だけのことかいなというようなイメージというのがあるかと思えます。そういった中でも名称にこだわらず、いろんなところでしっかりとやっていただければありがたいことでございますけれども、その辺のところをもう一度精査する必要があるのかと思えますので、要望しておきたいと思えます。

それから今、特に企業誘致や、あるいはまた企業立地やとかいうことで随分頑張っているだけでございますけれども、これからの奈良県の重要課題というのは歳入を得るための観光振興、企業立地、さらには医療という問題が一番難しいのではないかと思います。そういった中で、もう多く申しませんので、またいずれどこかの機会で申し上げたいと思えますが、いつの日にもやっぱり知事はトップダウン型で随分やっておいでになった。今、県営プールの跡地も実際そうございました。随分このことには異論を唱えてまいりました。先ほど新谷委員もおっしゃるように、ホテル誘致をする適地である。それがダメなら今度は反対に奈良警察署まで移転をする。そのことについては奈良警察署の移転はあれほど、危機管理と申しますか、いろんな事案の対応についての警察署の地理としては一番すばらしい適地ではないかと思ったのですが、それも警察本部との調整の中でそういった移転をされるようになりました。

そういたしますと、今度はホテルを核としたまちづくりをやるのだと、こういうことです。それでこれも今、随分プロパーからも、あるいはホテルの関係者からもお聞きしていただきますけれども、なかなかご多分に漏れず難しいというお話が随分あるようでございます。そういった中でどこかでこういった公共施設を壊し、さらには知事の発想に基づいて頑張っているという意は痛いほどわかりますけれども結果責任でございますので、そういった中でも全庁的に皆様方もそんな思いで取り組んでいただきたい。このように思うわけでございます。

今後いろんな課題というものが、重要な課題たくさんありますけれども、県民の皆さん方にとって同じ目線で考え、行動していくということは一番大切なことだろうと思えます。しかし観光振興では非常に知事としては、全国の知事の中ではトップグループだろうと思

います。非常にそういったところでは評価をしていますし期待もしています。反面、一方的にどンドンブルドーザーのごとく事業を推し進めていくという、これも大事なことだろうと思いますけれども、その中には県民の皆さん方というのがおられるわけですから、説明責任と、そして十分な納得、理解というものも必要ではないか。この辺だけ申し添えて、総務部長、一言だけ、行政マンとしての、組織のかなめでございますから、何かあったらおっしゃってください。以上でございます。

○稲山総務部長 荻田委員のおっしゃるとおりでございます。県行政を進めていく上で、もちろん県としての進めていくべきところは進めていかなければならないと思いますし、また一方で、当然、県民の皆さんがいらっしゃるわけですから、県民の皆さんのご意見も聞きながら進めていくと、これも大事なことであります。今、委員のおっしゃったことを十分念頭に入れながら、我々も知事と一緒に仕事を進めていきたいと思っております。

○荻田委員 しっかり頑張ってください。

○小林委員長 ほかにございませんか。

○藤本委員 簡単に2、3分質問したいと思います。

1つは総務部長に。予算を見ましたら10年前に5,400億円から900億円ぐらい削減して4,570億円になっているのですけれども、これを見ましたら、3年間この1兆円を超える県債の借金がここに残っているわけです。もう1兆円と言えば、これ3年連続借金がふえてきているわけですが、58%ぐらいが地方交付税で戻ってくるわけですが、将来。何を言いたいかと言ったら、一方でこの借金、県債を770億円返して、それで今度借金するのが735億円ですから、わずかこの上積みで35億円しか返していないわけ。年々、何を言いたいかと言えば、ここに格好いいことが書いてあるわけ、4番目に。3年連続で財政調整基金とか、県債管理基金を切り崩していないわけやけれども、底をつくわけ、間もなく。一番心配しているのは、赤字再建団体の道を奈良県は歩んでいかないかという大きな懸念があるわけです。

そういう点で、一方で議員も議員定数44人になって6人減らしたり、議員の報酬も4万円下げたり、こうやって1回来たら1万1,000円を3,000円にしたり、いろいろ頑張っているわけで。しかし西川行政経営課長にも問いかけたのだけれども、大学の先生とか県庁のOBの人を呼んで、一度仕分けをする委員会などをつくって補助金の見直しを含めてよほど考えていかなければ、奈良県、1兆円と言えば、よく言われるのが1兆円

たとえば1万円札、富士山までばあっと積んでください。あれ3,700何mやから、富士山3つくらいの1万円札を積まないと1兆円にはならないわけですけども、そういう点でほんとうに腹据えて行財政改革も含めて行政経営を、西川行政経営課長、別に返事しないでいいよ。総務部長、一度感想だけ。それで、一つだけそういう赤字再建団体に進んでいかないかと、もう基金も底ついている。取り崩してきて。それが一つ。

もう一つは、警察本部長、別に答弁結構ですけど、先ほど警察官の話が出ていましたけれども、奈良県は警察官が2,400人余りいるわけですけども、少ないと前からいつも言っています。今度、3人ですか。遠慮しているのかどうか知らないが。何を言いたいかと言えば、142万人の県民からすれば1人の警察官に600人余りの負担になっているわけでしょう。警察庁からのこれだけだという話もあるけれど、県単でもらうぐらいのことも追及して、将来にあと100人ぐらいは絶対ふやしてほしいと思うのです。そのことは多くこの警察官の問題とかパトロールの問題で、常に犯罪予防の気持ちを言うているわけです。一番言いたいのは、刑法犯がピークで2万4,000件ぐらいあったのを、今1万5,000件、がっつ減っています。喜んでいます。しかしもっともっと、殺人とか大きな凶悪犯が割とふえているわけです。そういう点で警察官をふやすことを、警察本部長、またどんどんもっと、後押ししますけれども、変に削られているところは言いますよ。そういう点でわずか3人というのは、中村委員の話やないけれども、そういう点で強く要望していただくことに、意見があったら言っていただいてもいいけれど、そういう、県も警察に対する予算をもっとやってほしいと。何も頼まれていません、頼まれていませんけれどもあまりにも、わずか3人しかふやしていないということに憤りを感じていますので、要望を兼ねてでございます。以上です。

○稲山総務部長 借金、いわゆる地方債の残高が1兆円をずっと超えているわけでありまして、今、藤本委員から赤字再建団体になるおそれがあるのではないかということのご意見もいただきました。もちろん、我々としてもそうならないように十分気をつけ、かつ努力もしているところであります。

きょうお渡しさせていただいております資料の中で、「計数整理」という資料があります。これを見ていただきますと、ここの5ページをごらんいただきたいと思えます。平成14年から毎年の地方債の発行状況を記載させていただいています。平成23年を見ていただきますと244億円が、これはいわゆる通常債と言われるもので、国でいう建設国債に相当するものであります。その上の460億円は、これが臨時財政対策債ということで

地方交付税の振りかえとして、国からこれを県で発行しなさいというような形で県で発行している部分であります。これが少しごらんいただきますと、平成21年度から461億円と平成22年度が600億円ということで急激にふえてきたところでありまして、これでもって県の地方債の残高もふえてきたというところもございます。

6ページに県債残高の推移もございます。これを見ていただきますと、確かに平成21年度、決算数値であります1兆円を超えてきて、平成23年度では1兆658億円の発行予測となっているところであります。もちろんここら辺は我々としても大変気になるところでもございます。いわゆる公債費として借金返しになりますので将来の世代に対する負担となるので、これは実のところ発行を抑制したいのはやまやまでありまして、もちろん通常債につきましては発行を抑制してきたところではありますけれども、臨時財政対策債については、これはある意味では毎年の賄い費のようなものでありますけれども、これは毎年ふえてきたと。今回、国も600億円から460億円と減っていますけれども、これは地方の経済状況は少し好転してきているところもあって、地方でいえば法人二税がふえてきているということもあって、少しここら辺が減ってきたところでありまして、依然として高い数字がある。これでもって県の地方債残高がふえてきて、毎年の公債費がふえているのが実情であります。

しかし、一方で我々も自主財源であります地方税1,000億円ほどしかございませんけれども、ここの涵養というのは非常に重要であると考えております。そういう意味では、先ほど荻田委員からもご質問ありましたけれども、観光をはじめ企業誘致、企業立地に向けていろんな施策も展開していると。将来に向けての種もまいていかなければならないということもあって、いろんな施策もしているところでありますが、確かに藤本委員がおっしゃるように将来的に心配であるということもあります。ただ、3年連続で財政調整基金なりを崩さなかったというのは、これはやはり将来に向けて必要な貯金と言え言葉が悪いですが、貯金としては持っておかなければならないと。不測の事態等が生じた場合にはこの財政調整基金なり県債管理基金を取り崩す必要もあるであろうということで、できるだけ抑えているところであります。そういう意味で、将来、赤字団体にならないような配慮というのは我々としても十分念頭に置いて予算を組んでおるところでありますので、どうぞご理解をいただきたいと思っております。

○小林委員長 ほかにございませんか。

○藤本委員 一つだけ、要望ですけれども、行政経営課長とか副知事も含めて、財政の仕

分けをするという、もう一度研究すると、議員も入れて。そんなプロジェクトチームを、予算に向けての考える委員会みたいなものを立ち上げていく必要があるのではと思う。要望ときます。以上です。

○大国副委員長 もう端的に質問させていただきます。

日ごろ県民の皆さんからいろんなお話をさせていただいている中で、2点だけ質問させていただきます。きょうご説明ありました「平成23年度一般会計特別会計予算案の概要」の29ページに私立高等学校授業料軽減補助ということで記載がありました。今、この奈良県の県民の皆さんの中で大阪の私立に通っていらっしゃる方の声は、非常にちょっと差があり過ぎるのではないかというお声でございます。教育の機会でありますし、金額云々ではなくって、教育にかかわる問題というのは同じでなくてはならないとも感じております。恐らく担当課でもこういった声が聞こえていると思いますけれども、このことについてどのようにお考えになっているのか1点お尋ねしたいと思います。

もう1点は、関西広域連合についてでございますが、先ほど新谷委員からもお話ございましたけれども、非常にどこへ行ってもこのことをお尋ねになる場面が多いのです。現時点では私どもも県の立場を支持をいたしておりますけれども、昨年12月、関西広域連合が発足以来もう3カ月近くたっておりまして、その後どのような動きがあつてこれからどうなっていくのかということも知っておかなくては、何も議論ができないということでは申しわけないなと思っております。そこで今、奈良県としてどのような形で今の関西広域連合に対して情報なり、また、アプローチをかけていらっしゃるのかということをお尋ねをしたいと思います。

○松田総務課長 私立高等学校授業料軽減補助のお尋ねでございます。

私立高等学校の授業軽減補助につきましては、本県の場合、県内の私立高校へ通う生徒並びに県外の私立高校に学ぶ生徒に対しまして補助しておりますけれども、この制度につきましては県単独措置として今年度からは就学支援金に上乘せする形で実施しております。その額につきましては世帯収入によって金額が変わってまいりますけれども、例えば年収250万円未満の世帯ですと県内の私立高校へ通う場合は9万4,000円、県外の私立高校へ通う場合は3万1,000円を補助しているところでございます。確かに格差はございますけれども、全国的に見た場合、県外の私立高校へ通う場合に補助している都道府県は奈良県を含めまして3団体しかございません。その意味で他府県に比較しますと、ある意味では手厚い補助を行つてるということでございますので、そういう形でご理解いた

だきたいと思います。以上です。

○辻本政策推進課長 奈良県としての情報収集ということでございますけれども、総括的には政策推進課が中心になっているわけですが、先月本部へ行きまして、今、どういう、検討状況というのは聞いてきています。それから個別の部門につきましては、例えば防災であれば兵庫県が幹事県というか担当県になってますし、文化観光でしたら京都府、それぞれのところにそれぞれの部局担当がアプローチをしているいろいろな情報収集をしているという状況でございます。

ただ、関西広域連合もまだ発足したばかりで、ことし1年、平成23年度で大体の計画をまずつくっていかうというところでございますので、動きとして情報収集して、これがこんな動きになってますという大きなものというのは、まだないと把握しているところでございます。以上でございます。

○大国副委員長 私学の授業料の補助につきましては、基本的には現実に大阪府民の方、あるいは奈良県民にというその線引きで授業料の補助の対象が変わっているという現状を考えると、先般、京都府の山田知事が京都府在住だが大阪府の私学に通っている生徒は対象外になっているため、大阪府とも相談し、こうした生徒を救済する仕組みづくりも検討してるということで発表されております。やはり大阪に近いということもありまして、そういった方たちの立場にも耳をもう少し傾けていただいて、何かできることはないかとさらに研究をお願いしたいと思います。

また、関西広域連合につきましては今は入っておりませんし、知事もそういういいものが見えてくれば考えるということもあるでしょうし、私たちも同じ情報が欲しいと思っております。そういった意味でも、どんどんこういった議会等でも質問をしてまいりたいと思いますし、しっかり県民の皆さんに説明をお願いしたいと思います。ホームページ等でもやっていらっしゃると思いますが、やっぱり回りますと県は何もしていないと、こうおっしゃる方が結構いらっしゃるのです。これが現実だと思います。そういった現状に即してよろしくお願ひしたいと思います。

最後に、鳥インフルエンザの問題。大変、大きな課題として奈良県の周りに、今、迫ってきております。和歌山県、そして昼のニュースでは京阪奈地域においてインフルエンザの発症が認められたということでございます。大変、危機管理監中心にご苦勞をいただいているというふうにもお伺いをいたしておりますけれども、万全な体制で、また、県民の皆さんと協力していただいて、本当に被害を最小限に食いとめる活動を、大変ご苦勞をお

かけいたしますけれども最後に要望して質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○小林委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ案件1は終了いたします。

続いて、請願に移ります。

本日、審査いたします請願は1件のみです。請願第10号を審査いたします。

大安寺西地区へのパチンコ店出店計画に対するコンプライアンスの適正運用と同店操業による交通危険の排除と是正に関する請願書の審査を行います。

念のため請願の資料を配付いたしております。先ほど中村委員からもご発言ございましたが、この件、やはり現状認識が必要でございますので、審査の冒頭、警察本部に前回の委員会以後の状況の報告を求めます。

○井岡生活安全部長 それでは、これまで関係委員から貴重なご意見を拝聴しております。大安寺町に所在いたしますパチンコ営業店の営業許可をするに至った経緯についてご説明させていただきます。

本件パチンコ店につきましては、昨年9月に奈良警察署におきまして風俗営業の許可申請書を受理し、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律、あるいはまた、奈良県条例などに基づき適正に審査をした結果、申請の内容が許可の基準に適合していたことから、昨年12月に風俗営業の許可をいたしました。許可に当たりましては法令などに規定されている人に対する基準、営業所の制限地域に関する基準、営業所の構造、設備や遊技機に関する基準について申請書類の審査や実地調査を実施して、申請内容が許可の基準に適合しているか否かを厳正に審査し、判断したものであります。

当時、委員会において質疑されましたパチンコ店に隣接する駐車場が保護対象施設であります済生会奈良病院の周囲100メートルの範囲内にあり、この駐車場がパチンコ店の営業所に含まれるか否かについての問題につきましては、駐車場とパチンコ店はフェンスにより完全に分離された状態であり、一旦公道に出なければ当該営業所と行き来できない状態であり、物理的に分離、独立していることから、営業所の解釈上、またこれまでの判決例や行政実例等から、駐車場がパチンコ店の営業所に含まれないと判断しております。

昨年12月に県議会へ提出されました請願書につきましては継続審査となっておりますが、その後に奈良警察署長から許可するも支障ないものと判断する旨の許可に関する申達

が警察本部になされたことから、警察本部長が公安委員会に報告し、公安委員会からも法律に基づいて適正に審査するようとの指示を受けたところであり、さらに慎重な審査を重ねた結果、許可したものであります。

なお、パチンコ店が適正に営業されているか否かについては、他の風俗営業と同様に適宜立入調査などから確認をしております。営業に関して違反などを認知すれば、法令に基づき適正に処理していくこととなります。

交通の安全対策の問題につきましても、同様に道路の状況を適宜確認しており、現在のところ交通環境に問題があることは認められておりません。また、営業に関しても苦情は寄せられていない状況であります。

いずれにいたしましても、県警察といたしましては今後も風俗営業の許可に関しましては関係法令に基づき適正に運用していくとともに、本件パチンコ営業が許可後も健全に営めるよう所要の対応をとってまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いしたいと思います。

○小林委員長 それでは、質疑があればご発言願います。

○中村委員 警察及び総務部長に質問をいたします。

今ご説明をいただいて、事の経過はわかりました。そこで一番懸念をしておることは、昨年の12月の総務警察委員会並びに本会議で県会議員44人が全会一致でこの請願を継続審議にしたわけです。それ以降、奈良警察署から進達があり、風営法に基づいてただいまのご説明の許可になった日、月日は一体いつなのかと。これが第1点です。

それと、今、奈良県議会基本条例がもう間もなく発効するわけです。この問題は理事者側の役割と議会の役割を明確に区別をして、お互いにその責任を果たしていこうじゃないかということです。こういうことを考えましても、議会において請願が継続審査になったにもかかわらず、今、日を聞きますが、寸時を置かず問題がないので風営法の許可をしたということは、議会の意見を100%無視をして行政が執行をしたということになるわけです。そうすると理事者側の意見と議会の意見が異なった場合に、理事者側は独占的に物事を処理できるのかどうか、このことが非常に大事なのです。時あたかも、4月は統一地方選挙です。我々は140万人の県民の代表として議会に出てきて意見を開陳しとるわけです。その意見を全く短時間の間に覆して許可をしたということは、法令上問題がなくても県民の意思は一体どこに行ったのかと、県民の意思はどこで保障されるのかという、本当に議会制民主主義を根本から揺るがす大きな出来事なのです、このことは。このこと

について許可をおろした公安委員会、あるいは警察、そして行政の責任者であり、実務の最高責任者である総務部長は知事の代理としてこの事態をどのようにとらえて我々議会に説明をするのか。この1点でございます。

○井岡生活安全部長 まず、中村委員からお尋ねの許可になった日はいつかと、こういうことであります。参考までですけれども9月17日に奈良署で申請を受理しまして、許可証を交付しておりますのは12月24日でございます。

○中村委員 もう1点。所見だけです、所見だけ、警察のな。

○井岡生活安全部長 今申し上げましたけれども、12月24日の許可であります。この風営法も含めまして一般的に申請制度を定めた法令は、国民に対して申請する権利を付与しているものでございます。申請者に対する処分は、このような国民の権利行使に対する応答であることから、申請の処理期間についても行政庁、いわゆる公安委員会の任意とされているものではなく、行政庁はその迅速かつ公平な処理を図るべきものと解されております。

また、行政庁が法令に基づく申請に対し、相当期間内に何らかの処分、その他、公権力の行使にあたる行為をすべきにかかわらず、これをしない場合については行政不服審査法による不作為の不服申し立てや、行政事件訴訟法による不作為の違法確認の訴えの制度が設けられているところであり、行政庁が申請を放置したまま相当の期間を経過した場合は違法と判断されることもあると解されております。風俗営業の許可の運用にありましては、風営法上の許可の要件を満たしている場合にはこれは必ず許可をすべきもので、いわゆる羈束裁量であると解されております。

したがって、本件の申請のように審査基準を満たしている場合は許可すべきであり、この決定を殊さらに伸ばすことは、申請者の権利を損ねたり、行政の公正性に対する県民の信頼を損ねることにもなりかねないと考えております。県警察といたしましては、このような考えから許可したものであり、どうぞご理解願いたいと、このように思います。

○稲山総務部長 先の12月議会におきまして奈良県議会基本条例が制定されました。この中で議会と執行機関の役割というのがうたわれております。第13条でございます。読ませていただきますと、知事等との関係の基本原則ということで、議会は二元代表制の一翼として議会が議決権を有し、知事その他の執行機関が執行権を有するという互いの役割を尊重しつつ、共通の目標である県民の福祉の向上及び県政の発展のために努めるものとするということとなっております。この議会基本条例のことにつきましては、もちろん

我々執行機関といたしまして、理事者側といたしまして、そのことについての認識は十分持っているところでございます。これについては知事部局だろうが県警本部だろうが、ここは一緒だと理解をしております。

また、今回出された請願についてのお話であります。請願につきましてもその請願の重みといいますか、それを尊重していくということにつきましても、これは我々執行機関としても十分認識しているところであります。今回、それは警察本部におかれても十分この条例についても、また、請願についても十分認識をされていると理解しておりますが、今回、請願が継続にもかかわらず公安委員会において許可をされたというのは、先ほど生活安全部長からも答弁がありましたが、いろんな法的な問題も含め、諸般のいろんなことをすべて十分検討した上で、やむなく決定されたと理解をしているところでございます。以上です。

○中村委員 今、話を聞きましたように12月24日に許可をおろしたわけです。県議会並びに総務警察委員会はその少し前にこの請願を継続審議にしたわけです。今、るる部長が申されましたように行政官庁として肅々として申請者の利益、そして許可要件が満足しておればおろしたのだということです。全く警察としても公安委員会としても何ら瑕疵はないと思うのです。

ところが、今ご説明があったようにその少し前に奈良県議会と総務警察委員会で、この案件はいろいろ問題があるので、警察では9月の、これ9月のいつですか、奈良署に出ると。9、10、11、12、4カ月弱です。出ておると。これで行政官庁としては問題がないのでおろしたと、これも一つの論理です。しかし、議会と委員会で請願がなければそれでいいでしょう。しかし、不測の事態が起こってきたわけです。こういうことは困るのだと言うて3,800人にも及ぶ請願者が議会に請願をしてきて、県民の代表であるここで審議をしてください。議会で審議をした結果は継続だと、これはちょっと待ちなさいということなのです。継続審議ということは重みがあるのです。これは行政官庁が法規違反をしなくても、肅々とやっても、ちょっとお待ちになりなさいと。問題がある事案であるので考えましょうという意味を持っているわけです。それを持っておるにもかかわらず、短期間の間に許可をおろす。行政官庁といえども、法規的に問題がなくても、今までの公害問題もそうです。どんどん年代とともに変わってきているわけです。この事案はそういう県民の声を傾ける、行政官庁が傾ける事案だと思うのです。警察庁はこの事案が、いや、もうそんなことはないのだと。傾ける事案があるから請願が出てきているのです。そんな

ことがなければ請願なんか出ることはないのです。

それと、今、説明のあったように議会基本条例でうたっておるこの二元代表制です。議会は議会の立場で知事に物を申すのだから、当然これはもっと慎重に諮ってやるべき事案であって、短期間に許可をおろす問題ではないと思うのです。そののところ、警察側が悪いとかそうやないのです。二元代表制が今、一番大事でこれからやっっていこうとなっているときに、簡単な言葉で言えば議会軽視です。我々何のために選挙から出てきてここへ出てきているのですか。これは2カ月すれば大変なことになるわけです、我々。我々の重みというのは県民の大事な札を背にここへ来とるわけですから。議会全員で賛成した事案に、そんな軽々に行政措置をしてもらおうということは、これはまかりならんのです。だからこの請願が出てくる、審議をする以前の12月段階のこの事案について、県当局も、これはおろしたけれども、ちょっと待ったと、なるほどそうだと。中村議員の言っていることはなるほどもっともだと。これをとめることができるのですか、できないのですか。県当局の知事がこの事案についておろしたけれども、よく聞いたらこれはおかしいと、ちょっと待ってくれと、営業を中止しなさいと言えるのですか、言えないのですか。この点。

○井岡生活安全部長 今、委員からこの県民の声、議会等のお話がありました。行政官庁といたしましては、いろんな角度から慎重、厳正に判断するのが基本であります。殊さら、今現在この総務警察委員会、13日の翌日に奈良警察署から進達が上がったということで、時期的には非常に近接しておりますので半ば誤解が生じやすいということもあるわけですが、もともとこのパチンコの進出に絡みましては既に前年の段階からいろいろと相談、協議、事前相談が参っておる状況であります。したがって、順序距てまして、確実に営業所ができたのかどうか、その営業所が法律に基づくものであるのか、機械はどうか、そこへ来られるお客さんが安全であるのかどうか、交通対策上問題がないのか等々、時系列的にいろいろ調査、現場確認、審査した結果、先ほども申し上げましたけれども現行法上の基準等に適合していたから許可したものであります。また、知事の権限で営業をとめさせることはできないと承知しております。

○中村委員 井岡部長の話はもうもっともで、経過説明だけで。私ももうこれで終わりますが、私の言っとるのは議会と理事者の関係ですね。議会無視の事案ではないか。そうするとこれからいろんな陳情、請願が出てきても、議会で幾ら許可なりしても、一切、理事者が提案してきたことはすべてまかり通るといふ、これはもう独裁政治ですよ。こんなことはあってはならないから議会基本条例も制定してやっっていこうとしている時代に、いか

に井岡生活安全部長が、あなたが言われることは担当者として粛々とやっているけれど、これは議会制民主主義の王道に反する行為なんです。だからこの反する行為をどのように考えているのですかということをお願いしているわけです。総務部長も精いっぱい答弁されているとは思いますが。

これからこういうことが再三起らないとは限らないわけですよ。そうした場合に百歩譲って、もし仮にこういうことがまた何らかの請願や陳情で出てきたときに、議会の意思と理事者側の意思が対立した場合に一体だれが県民に対して責任をとるのですか。議会の意思がもし通らなかつたら一体だれが責任をとるのですか。民主主義の主役は知事でもあり、知事も直接選挙で選ばれているわけです。我々も直接選挙で選ばれているわけです。どちらも対等の関係です。そうしたら一体責任をだれがとったらいいのですか。ここをきちっと詰めておかないと、またこういう議論になるわけです。だから、きょうはもう終わりますが、終わります、もう。しかしながら本当にこれ大事なことです。もう議会基本条例を生かすも殺すも、この事案というのは一つの試金石としてやっぱりお互いに真剣に考えないと、将来禍根を残す事案になるんじゃないかということをお願い添えまして、私の討論を終わります。

○和田警察本部長 ただいま委員からご指摘をいただきましたところであります。警察本部、公安委員会は、るる、井岡生活安全部長が説明いたしましたとおり、現行の法令に基づきますと現状ではこういう結論になるのかと。ただ、この議会の請願が継続中の状況にありましてどうしていくのがいいのか。法律上はもうご説明いたしましたし、委員もご納得いただきましたとおり、いたずらに放置するということはまた別の意味合いで問題が生じかねない。また、これはいろんなお立場の方がいらっしゃるわけではございますが、どなたがどういう状況で来られても同じ条件であれば許可が出るという形、これもまた片や行政としては大事と考えております。公正性といましようか、公平性といましようか。

そういったことから考えますと、現時点で考えられる措置としてはこうしたことが間違っていなかったとは考えておりますが、ただいまご指摘いただきましたようなご意見がございましたこと、これは警察行政、許認可行政のみならずあらゆる警察行政を担当しておりますものでございますので、今後またこういったご指摘がありましたことは参考としてまいりたいと考えておりますし、今ちょっと答えを持ち合わせておりませんが、片や法令によれば違う結論を出すわけにはいかなかったというところはご理解賜ればと考えておるところでございます。以上でございます。

○小林委員長 よろしいでしょうか。

○中村委員 警察本部長から意見をいただきましたので、行政官庁が申請者に問題がなければそれを受け付けざるを得ないということは確かです。しかしながら、請願という形で多数の県民がこのことについて反対意見を陳述しとるということもまた一つの事実であります。そこでお互いの利害調整を図るについて、余りにもこの事案の9月から12月、非常に短期間のうちに処理をされてきた、これも一つの事実なのです。だからその期間が一体、1年がいいのか、1カ月がいいのか、10年がいいのか、これは別です。しかし、そういうこともお考えをいただかないと、物事の総和というかお互いの利害得失を図り、最後は多数の意見を聞くということになると、多数の意見というのは議会の意見です。行政官庁といえども議会の意見を無視してどんどん行政を執行するということはいかに法律があってもあり得ないわけで、議会で否決されたら何も執行できないのです、予算案でも、一切執行できないのです。今、国でもそうです。予算関連法案がひょっとしたら通らないかもわからないと、そうしたら国民生活に非常に影響を及ぼすと言われておるわけです。それほど議会というものは重いものなのです。だから我々も真剣に対処しているわけで、そうすると議会の意見が大事か、行政官庁の申請者の問題のない事案を処理することが大事かと。てんびんにかければやはり議会の意見を尊重して行政は進めていく、これが二元代表制の本旨だと思うのです。そうすると、期間が余りにも今回の場合は少なくて許可をおろした、許可の瑕疵について思い起こしていただく一つの大きな事案ではないかということをおし添えまして、本当に最後の質問にいたします。終わり。

○小林委員長 この後、採決をいたしますけれども、採決に当たっては委員の皆様方から意見の表明をいただきます。賛成、反対、それぞれの意見を表明をいただきます。

その前に、まとめ、さらに質問があれば受け付けます。質問はよろしいですか。

○小林委員長 質問はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

ほかになければこれもちまして質疑を終わります。

それでは、採決に当たり、請願第10号について委員の意見を求めます。発言願います。

○荻田委員 請願第10号、この請願書を不採択すべきものと自民党改革として申し上げます。

今、中村委員もお話ございましたけれども、議会は議会としての手続、あるいはまた県民の民意を反映していくその立場でもございますけれども、私ども委員会としてももう

少し余裕があればいろんなことも考えられたのかという思いとともに、許可権者であります警察本部も何としても、何十日以内に許可を付与しなくてはならないというようなこともあるように聞いたわけでございますけれども、今回のパチンコ店出店に関しての意見を申し上げました。それは交通安全対策をしっかりともらいたい。特に関西線を超えて、そしてまた連動します恋の窪から京終停車場線に交差をします道路、歩行者、あるいはまた車との交互通行、こういったものの安全対策をしっかりとやっていただきたいという申し入れをいたしました。その結果、業者側も安全確保のための保護者の安全確保などもやっておいでになりましたし、その辺のところは一定の対応をしていただいたということに思いますし、今後ともこういった交通の安全対策については十分配慮していただきますようお願いを申し上げ意見とさせていただきます。以上です。

○新谷委員 請願10号につきましては、この請願の趣旨は、パチンコ店の出店をするについては交通安全対策、あるいは風営法等の関係があって、この許認可については奈良市で手順を踏んでこられたということは事実なのです。建築基準法等について、ただ、ちょっと今、中村委員もおっしゃったように。

(「24日」と呼ぶ者あり)

24日に許可をした。12月13日に総務建設委員会が行われたと思うのです。ということで私もその議論をした結果、まだ私自身もその現場を知らなかった。その請願が上がってきた大安寺西地区の自治連合会長の梅林さんなり、それから福祉協議会の中井会長さん、心配なさって当然のことだと思います。この心配されるのは。だから請願が上がってきたことに対しては、このことの心配がどうぞ解除されて、そうして心配のないような形でオープンしてほしい。こう思ってた議論の中で、あたかも年明けになるような印象を受けたのです、あの関係の皆さん方の。これは参考意見ですから議会は議会として調査をしながら、中村委員の話でないけれども、請願に対して理事者の考え方というのは聞いたとしても、判断を我々がするわけですから。その判断をする参考意見を聞いた中での県警本部としては、どうもタイミングがどうかといったらまだ年明けになるようなニュアンスで受けとめた。故をもって請願を継続審査になった。ところが13日に我々委員会を開いて、しかももう間髪入れずに24日に申請が上がってきて、そこは手順を踏まれたと思うのですがおろしたと。こういうことですので、我々としては一回、県警から総務警察委員長にこれを開くか開かないか、請願は継続になっているけれどもこういうことになってきたからどうだろうかと伺いを立てたり、今言う手順だけは踏んでもらわなかったら、決してこ

これは反対でもなかったのですが、賛成の意見も出ていない、継続審査となっているだけですから、だからどうぞ一つ、今後こういう事案についてはぜひとも当委員会で議論をした件ですから、請願というのは重いものですから、紹介議員があつての話ですから、そういう意味を踏まえてこれからの手順だけは踏んでほしい。やられていることはきちんとやられると判断いたします。そういうことですので、今後こういうことのないような形で、そして申請者は手順を踏んでおられることに対しておくれることのないように、許可もしなければならぬわけですから、これについては当委員会の、あるいは我々の重みという、請願を出された地元の皆さん方なりこの委員会の重みというものを判断してほしい、こう思います。

そのことでこの件について、先般、私どもその許可をされるまでの経過も一部聞かせてもらいました、県警から。そして公安委員会の手順を踏んでおられる。そして交通安全対策についてはこの請願の趣旨に沿ってぜひとも心配になるような指導なり監視もきっちりやっていくというお答えをいただきました。我々の会派といたしましてこれを議論させてもらったんですが、手順等、あるいはやられたことに対しては、これは問題のないような手順を踏んでおられる。そのかわりお願いをしておきたいのは、もう議会の重みも関係ないのです。地元の皆さん方が交通安全、あるいはほかのことに関しても決してそういう意味で迷惑をかけないような営業をやってもらったらいいいのではないかなと思います。議論の結果、結論として同請願につきましては不採択とすると会派で決定をいたしましたので、私どもの意見を申し上げておきます。以上です。

○山村委員 このパチンコ店の出店の営業の許可というものはもう出ましたので、請願の趣旨の中にあります一つの部分、許可をしないでほしいということについては無理だということになりましたけれども、この請願を上げられました皆さんからすれば、やはり今後の交通、危険の問題ですとか、営業が住民生活にどのような影響を与えるかということについての心配とか、さまざまな思いがあろうと思っています。この総務警察委員会で前回審議をされましたときに、一応、全会一致で継続審査ということになりました。その点につきましては地元の住民の方々から大変真剣に考えていただいているということで感謝もされましたし、皆さんからそういう……。

(「そうでしたか」と呼ぶ者あり)

はい。意見を受け取りました。一生懸命そのことについて真剣に県議会は考えてくれたんだなと受けとめていただいたと思っています。そういうこともありますので、一部その

法に基づいて許可されたという点もありますけれども、思いというものを酌み取って請願の趣旨を採択したいと思しますので、賛成したいと思します。

○小林委員長 よろしいでしょうか。

委員各位より請願第10号について賛否の意見がございました。したがって、これについて採決をいたします。

○中村委員 委員長、ちょっと出ます。

○小林委員長 請願第10号について、採択することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

ありがとうございます。ご着席願います。

起立少数であります。よって、請願第10号は、不採択とすることに決しました。

これをもちまして案件2、請願の審査を終わります。

次に、委員長報告であります。本会議で反対討論される場合は、委員長報告に反対意見を記載しないことになっております。山村委員の会派は反対討論なさいますでしょうか。

○山村委員 しません。

○小林委員長 されませんか。

では、委員長報告に反対意見を記載することといたします。

本日の案件は以上であります。委員長報告についてでございますが、先ほどの反対意見を記載するという事も含めて、正副委員長にご一任願いますでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

次回の当委員会は、定例会中の3月1日火曜日の本会議終了後に開催することといたします。これをもちまして本日の委員会を終わります。